

第1日目(6月10日)

議長(峠 佳一君) ただいまから平成20年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、高橋郁夫君から入院治療のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号12番・腰越 晃君及び議席番号13番・阿部久夫君の両名を指名いたします。

(「12番、了承」、「13番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る6月4日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日6月10日から6月20日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は6月10日から6月20日までの11日間と決定いたしました。

議長 ここで、消防長より発言を求められておりますのでこれを許します。

消防長 おはようございます。私の方から特異の火災が発生しましたのでご報告を申し上げます。

昨日未明であります。9日月曜日の午前1時過ぎであります。旧塩沢町の天野沢地区で基礎事業者の資材倉庫兼事務所の方から、まず第1現場であります。火災が発生いたしました。鉄骨造ですが資材倉庫でありますから、棟続きが一部連続してあるようでございますが、2棟ということで1棟120平米が全焼。それと400平米が半焼ということであります。当時無人であります。第1現場それからこれから報告します第2現場共々住宅から少し離れた、そして住宅でない無人であるということの建物の火災であります。天野沢の方につきましては、当時爆発音がしたということであります。

昨日1日かけて火災調査、警察の方で捜査を合同でして終了はとりあえずしましたが、LPガスボンベ、小さい8キログラム用の小さいボンベがかなり数本あったと。それからガソリンの携行缶、それとアセチレンのボンベ等々がありました。ただ、火災調査をしましたらタイヤが破裂したかなり大きな音がしたかなということあります。

通報は近くに営業しておりますラーメン屋さんの方から、1時41分私ども指令台に受信をしております。それから鎮圧が3時10分頃、鎮火が3時20分ということあります。あの地は消火栓それと一部自然水を使いましたが、私どもの方からポンプ車等々3台、湯沢消防から1台、私ども常備の方から20名の出動でありました。

これは無人であります。住まいの方とは別の資材倉庫であります、前の日の日曜日、15時頃まではその会長さん、おじいさんが草むしり等々で資材倉庫にはおりましたが、もちろん夜間の火災発生時点は誰もいなかったということでありす。

それからこの現場が3時20分で収束しておりますが、消火活動中3時02分に第2現場火災発生場所が発生をしました。これは大木六という中之島地区の方であります。今朝新聞報道にも挙げてありますが、天野沢から約2キロメートルの県道塩沢大和線のすぐ脇ということでありす。通報者は、第1報者は大型トラックを運転の横田さんという市外の方が携帯で電話してあります。

私どもの方は第1現場が全員で火災現場中でありましたので、とりあえず大和の方から1台、それから天野沢の現場の方から1台向けて、それで非番者の方から、また本部の方から1台、合計3台で消火活動をしたということでありす。3時02分に受信で、ほぼ鎮圧が4時05分、鎮火が4時26分でありす。

この建物は一つの運送業の建物、そして農業用の倉庫1棟ということで、相互間約20メートルありましたが、その間に運送業のエクスプレスのトラックが4～5台ありましたが、車は燃えることがなく使えるような状況ではあります。

今朝の新潟日報の方は不審火ということで報道されております。もちろん火の気のない所からということで、私ども調査活動しておきましたが、原因等は全くわからないということです。油のその気もないということでありす。警察さんの方では県の科捜研、科学捜査研究所の方から協力をいただきまして、昨日とりあえず3者で捜査・調査をしましたが、警察の方で引き続きまた不審火の方の疑いで捜査活動をやるということでありす。私の方からの報告は以上でありす。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 (所信表明及び行政報告を行う。)

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第4号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会からの報告を申し上げます。この度は議会前に2回運営委員会を開催いたしました。そのほかに議会運営委員会としては初めての管外視察をさせていただきました。

まず第1回目でありす、先般の臨時議会の運営について調査をいたしました。会期及び議事日程、そして執行部の議場配置について、議会全員協議会の開催についてを協議いたしました。会期及び議事日程は先般終わりましたのでご報告をいたしません。その他で、全国及び北信越市議会議長会の永年勤続表彰について協議をいたしまして、今議会で、最終日に表彰をしたいという予定になっております。

もう一つは魚沼市議会との交流会の申し出がありまして、これは議長さんからちょっと中心になっていただきまして、交流会をやっていこうということに決定をいたしております。期日については、後ほどまた議長さんの方で調整をしていただいで行われる予定であります。

この調査の期日は5月21日に行いました。委員の出席状況は全員の出席で10名であります。そしてなお、正・副議長さんに出席をしていただきました。

調査の内容について、執行部の方から総務部長さん、総務部次長さん、それから総務課長さんの出席をいただきまして、議会運営に関する内容の概略説明をいただいたところであります。

第2回目は期日が20年6月4日、委員の出席は全員10名であります。これも正・副議長に出席をいただいております。

会期及び議事日程については、先ほど議長からお話がありましたように本日10日から20日までの10日間ということであります。

請願・陳情についての取り扱いであります。請願4号については総務文教委員会に付託をしたいと思います。請願5号についても総務文教委員会に付託をしたいと思います。請願6号については産業建設委員会に付託をしたいと思います。請願7号については社会厚生委員会に付託をしたいと思います。それから陳情の第5号については産業建設委員会に付託をさせていただきます。陳情6号については中身をちょっと検討させていただきましたが、全員に配付のみということでさせていただきたいと思っております。

調査の内容であります。執行部からは総務部長、総務部次長それから総務課長さんの出席を求め、今定例会の議案につきまして概略説明をいただきました。

もう1点は初めての管外視察調査を行いました。調査事項については「議会運営について」議会改革の取り組みをいかにしたらよろしいかという視察を行いました。視察の期日は20年5月12日から13日、1泊2日あります。調査先が議会運営に真剣に取り組んできた議会をということで、あまり遠くない近隣を探していただきまして、埼玉県戸田市議会、東京都の羽村市議会、長野県の須坂市議会の3議会を視察させていただきました。参加者は委員会の委員が9名、正・副議長に同行していただき、事務局長からも出席をいただきました。

初めての管外視察を終えてみて、今後我々の議会でどういうふうにしていったらいいかということになっているわけですが、今後、運営委員会を開催いたしまして検討していきたいと思っております。特に議員定数削減の問題、委員会体制のあり方、委員長報告の方法、委員会の傍聴について、それから一般質問での一問一答方式の採用を検討してみたい。

それから各議会でやっておられた所が多いのですが、対面型質問席の設定、議会日程の年間の予定の公表、各委員会室、各会派の控え室、それから議員の図書室等が皆さんそれぞれ整備をされておりました。私どもちょっと検討しなければならないかなというふうに思っております。

それからインターネット、ケーブルテレビによる議会の放映、あとは政務調査費の検討を

しなければならぬかなというふうに考えておるところであります。とりあえず皆さんのお手元にも配付をいたしました各市議会からの質問等については、配付のとおりでありますので省略をさせていただきます。以上で終わります。

議長 委員長、ちょっと訂正していただきたいのですけれども、会期10日間と言ったけれども会期11日間と訂正してください。

角谷議会運営委員長 ごめんなさい。失礼しました。会期については本日10日から20日までの11日間です。訂正をさせていただきます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原総務文教委員長 それでは総務文教委員会の報告をさせていただきます。

調査事項は1番の教育特区の実施状況について、以下7番のその他までということになります。

調査の状況につきましては、期日ということで調査期日は5月7日です。

委員の出欠状況は1名欠席ということで出席者9名です。議長からも出席をいただいています。

調査の内容につきましては、ここに記載のとおり教育長以下、関係の課長さんはじめ部・課長さんから出席をいただいて現地調査及び事務調査行ったところであります。

はぐっていただきまして、教育特区の実施状況ということで調査をしました。現地調査ということで、西五十沢小学校の授業を見学させていただきました。国際科のねらい、それから英語教育の授業等について、ここに記載をしてありますので見ていただきたいと思います。

授業についてということで、授業は学級担任とALTそれと日本人講師が補助に当たるといって、3人1組で行われているというふうなことであります。それからここに1日の時間の運用例あるいは週間予定表等がありますので見ていただきたいと思います。

それから次に4ページですけれども、国際大学の国際理解ということで留学生の派遣を予定していますが、子どもたちが英語教育に慣れた11月ぐらいから実施をしたいということになります。それから指導計画についてもご覧をいただきたいと思います。

現地調査それから事務調査をしたあとで質疑がありましたが、主なところの報告をさせていただきます。小学校で英語を始めたわけですけれども、中学校との連携をどう思っているかというような質問に対しましては、小学校の授業は聞く・話す・歌うなどを中心にして英語を話してみたいという意欲を持たせることに重点を置いていきたいということですし、授業内容については、学習指導センターの英語担当指導主事が特区の指導にも関与しているので

問題ないだろうということの話がありました。

それから今年5校でスタートしたわけですが、来年度はどういうふうになるかという中では、当初は来年、さ来年で全校にスタートを採り入れたいということですが、来年から残り15校に英語特区を入れたいというような話がありました。

それからALTの派遣元のインタラックの質問がありましたが、千代田区に本社がある全国展開をしている会社であり、委託料は大体年間460万円ほどというような話がありました。後また見ていただきたいというふうに思っています。

それから五十沢地区小学校統合につきましてということで、これも現地調査ということで、五十沢中学校の脇に建設をする予定ですので、その現場を見させていただきました。その後事務調査に移ったわけですが、取り組みの経緯、それから今後のスケジュール等は記載のとおりであります。当初なるべく早めにとということでありましたけれども、統合小学校のオープン、授業あるいは安全等のいろいろな面から考えて、23年の4月1日をオープン予定に考えているということでもあります。

それから統合に向けた準備ということで、先ほど市長の所信表明の中にもありましたけれども、統合協議会というようなことを設置して検討していくという話であります。

それから7ページの小中連携教育は何を目指すのかということで、これは3校のPTAの総会に配布をした資料であります。保護者の皆さんあるいは地域の皆さんに十分に理解をしていただくように、ここにこういって書かれていたものを配布されています。

そうした中で質疑ということで8ページですが、現地を見た中でなかなか窮屈な現地というかそういう感じを受けまして、用地拡張については全く考えていないのかというような質問が出ました。

用地については不足の部分を新たに求めるということになると、なかなか時間的に足りないのかなというようなことでもありまして、今、畑に利用している学校の土地それらを有効利用にしながら、その配置についてはコンペで提案をいただきたいというような話がありました。

それから合築は初めてのことでありますけれども、ぜひ成功しなければならないが、それはとりもなおさずそれに取り組む先生にかかっているというようなことで、先生の確保についてどういう感じだという質問がありました。この小中連携をぜひやってみたいというそういう先生も何人かいるというような話でありますので、県教委と事前に話し合いをしながら小中連携というものを成功にして、そしてすべての学校に連携を強めていきたいというような話がありました。

それから中学校の統合云々という話でありましたが、展望を聞かせてほしいということの中では、今、学区再編の中で話をされていますけれども、まだ最終答申に至っていませんので今のところ白紙であるというような話がありました。以上であります。

9ページの青少年育成センター業務につきまして、これも現地調査ということで二日町の育成センターへ伺いました。ここに書いてある運営方針、それから事業計画等をご覧をいた

だきたいと思っています。

それからその中で特に不登校支援教室というようなことで、また見ていただきたいと思いますが、12ページに育成センター等組織の業務一覧表というものがあります。今までは青少年育成センターの中に、子育て支援も健全育成も、それから不登校等のものもすべて多分含まれていたというふうに思いますが、20年度から教育支援センターという部分を設置して、特に不登校の部分はやはり学校教育課と連携を密にして対応した方がいいというようなことで、教育支援センターを20年度から設置をしてこういう組織図で今当たっているということでもあります。

あと子育て支援の部分につきましては、福祉保険課の子育て支援課等と連携を取りながらやっているというような説明でありました。

質疑については記載のとおりでありますので見ていただきたいと思っております。

それから14ページのいじめ・不登校についてということで調査をしました。グラフを見ていただくと一目瞭然でありますけれども、18年度、19年度と非常に増えております。増えた理由については、今までいじめという部分の定義が18年度から変更になったということでもあります。今までは「一方的にあるいは継続的に深刻な苦痛を受けたものをいじめ」というふうに定義をしていたわけですが、18年度からは「いじめられた側が精神的な苦痛を受けた場合にいじめと定義をする」ということで18年度からは非常に増えていきます。ただ、そうした中でもやはり19年度また増えていきますので、その部分は非常に憂慮すべきかなというふうに感じているところであります。19年度の南魚沼小・中学校のいじめデータ等ここに書いてありますので、見ていただきたいというふうに思っています。

こうした説明を受けた中で質疑がありました。いじめの定義については先ほど説明したとおりでありますので。あと中学校にはスクールカウンセラーがいるが機能していないのではないかというような質問に対しては、スクールカウンセラーは県事業で中学校に派遣されていると。あわせて市の単独事業で心の教室相談事業も行っていると。それらを活用して取り組んでいきたいというような答弁でありました。

それから19ページの5番「天地人」への取り組み状況というようなことにつきましては、天地人博についてあるいは直江兼続伝世館についての説明がありました。

それから企画宣伝、誘客交流についてということで説明がありました。地図がありますが、これは伝世館の建設場所、それからその建物の様式あるいは立面図・平面図が書かれています。

それらを受けまして質疑でありますけれども、天地人博は1月4日の放映に合わせてということを考えていますが、予行演習もなく本番を迎えることになるがその前にやはりオープンした方がいいのではないかと。伝世館も同様であるというような質疑の中では、プレオープンも含めて事務局で今考えているというところの話がありました。

それから10月より県のデスティネーションキャンペーンというイベントがありますので、それらと連携をしながら少し検討したいというようなことでありました。

それから伝世館と史談会の関係についてですけれども、運営については2年間、放映が終了するまでの2年間は直営でやりたいと。そのあとはボランティア、あるいは坂戸区、史談会等の調整で決めていきたいというような話でありました。

それから天地人博をはじめ大河ドラマを南魚沼市のPRにつなげるという中で、どのくらいの誘客目標を立てているかという中では、20万人ぐらいを目標に設定をしているということですし、博覧会だけでなく地域の観光とセットして、でなければ来ないという中で、今いろいろな分野の方々と結合させた魅力づくりをしているというような説明があったところでもあります。

それから25ページの文化財につきましては、南魚沼市が持っている国の指定文化財あるいは県指定の文化財、市指定の文化財等についてどんなものがあるかということをごとうふうにご書面で出させてもらって確認をしたということでもあります。

その他ということで、税制改正について、あるいは道路特定財源における当市の影響等について説明があったところでもあります。以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

今井久美君 委員長さんに伺います。今回の閉会中の調査事項でも、また3月議会でも五十沢地区の小学校統合について非常に熱心に議論をしていただきました。議論の中でもありましたように、私自身も今回の統合の話は決して五十沢地区だけに終わる問題ではないというふうに思っています。この秋には学区再編の検討委員会の最終答申が出るようであります。そうしましたらまた新たな議論がスタートすることになるかもしれません。

私は3月議会をこの間非常に冷静に振り返ってみて、過去にも大きな問題になった学校の統合について、地区の議論と最終的に議決する議会、この議論がどのように組み合わせられてうまく進んでいったらいいのか、非常に深く考えさせられたそういう議会でありました。この南魚沼市議会も今委員会中心主義を試行しながら進んでいっています。そういった意味では委員会の中における審議というのは非常に重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

私らの議員の任期ももう既に1年半を切ってしまいました。残った中で所管します総務文教委員会として、これからの学校関連のことについてどのように取り組んで行かれるのか、差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

笠原総務文教委員長 とりあえずは五十沢小学校と西五十沢小学校の問題が今回出てきたわけですけれども。委員会の中でも両校が統合するだとかという部分についての、それがいいとか悪いとかという部分というのは全く出なかったと思って、そのことは地区の方々が決めたことであればそれでいいというふうに思っております。

ただ、質疑の中にも出てきたように今後何年間のうちに中学校の人数規模が、五十沢はもう1学年1クラスが3年か4年のうちに見えてくるということはまた確かでありますし。そうしたことを我々はやはり議会というか住民の代表で出ている者であれば、そういうものも含めて判断をすべきということで調査をしてきたところでもあります。

今後も、私はやはり地区の考えも当然大事にし尊重する部分というのはあると思います。しかし、それだけでなくもっと大局的な今後のものを知っているのは、職員でありまた我々議員あり。一般の住民よりもそういう情報を持っているわけですので、そういうものを大局的に精査をし、そして勘案をして方向を決めていくのが、我々の役目かなというふうに委員会としては思っているところであります。以上であります。

今井久美君　今ほど話を聞かせてもらいまして、実際、この秋の答申内容がどのようになっているかわかりませんが。いろいろ資料が出ている中でも、私どもの五十沢地区に匹敵するような規模の小学校は市内の中にもいくつかあります。やはりこれからはそういった議論がいろいろな形で出てくるのかなとまた思いますし、委員長がおっしゃるとおり我々の旧六日町の中学校も、やはりかなり人数が減ってきている部分もこれも事実であります。

いずれにしても、この先の南魚沼市の将来を背負ってもらう子どもたちのことですので、所管する委員会の議論というのは非常に重要になってくるというふうに思っています。私も委員会を傍聴させてもらいまして先ほど報告の中にもありましたとおり、五十沢地区の小学校についても、ぜひ、後々悔いの残らないような施設整備をお願いしたいという意見もあり、私もそれを聞いて意を強くしたところであります。委員会の行方が、場合によっては予算の執行にも影響を与えると。そしてこれから耐震化も進んでいくというふうに聞いていますが、時としては子どもたちの安全についても影響を与えるという部分も大きく出てくるかもしれません。

ぜひ今まで以上に、これからも一つ地域の声もしっかり聞きながら、間違いのない有効な審議をお願いしたいと考えています。よろしくをお願いします。

笠原総務文教委員長　十分にそのことに意を持って議論をしていきたいと思っています。この前、今報告にあったように現地を見させていただきました。当初は教育委員会が地域住民に配った資料の中ではプールがあったわけですけれども、既存の施設については、残すというかそこに空いているスペースの中にどう作るかと。校舎と体育館をどう作るかというそういう図面が出たわけです。けれども、実際現地を見させてもらった中で、それを果たして残した中で建設をしていった方がいいのか、あるいは、どうせここへ統合小学校というのはずっと今度何十年にもわたってそこで子どもたちの教育をしていくわけですので。そのことを考えたときにやはり果たしてどうなのかという部分の質疑もありましたし、大方の委員の方々はそういう思いも持っているのかなというふうに思っています。それもこれも専門家のコンペということで提案を受けた中で、最良な敷地の中で一番いい、また後世に何だということのないようなものに私は当然修練されていくものだというふうに思っています。以上です。

寺口友彦君　総務文教委員長にお伺いいたします。現地調査をされた1番と3番についてであります。国際理解について非常に市の目玉であります。現場で指導なさっている先生、1番についていえば英語の指導ですけれども、3番についていえば不登校の方の、今回支援センターということで分離をされた形で二日町の方にも実際に相談なさっている先生

がいました。現場の方からどのような意見が出たかということをお聞かせ願いたい。

笠原総務文教委員長 1番の国際理解のことですけれども、先ほど話をしましたように小学校に英語を導入したというのはまだ初めての年ですし、また子どもたちも慣れていない中で、今やっているのは英語活動という聞く・話すを中心としたALTとそして日本人講師と担任と。とにかく英語で遊ぶというか、触れるという部分を今メインにしています。国際理解については国際大学の学期の関係もありますし、また子どもたちが慣れたということで、時期ということで11月くらいからを予定しているということです。まだ、国際理解についてはやっていないのが現実です。

それから支援センター、不登校の部分であります。ここに書いてありますけれども件数が非常に多くなっていますけれども、これは相談をされた件数ということで、ではこれだけの実人数がいるかということとそうではありません。ただ、今の人数の中でこれらのことを対応していくについては、軽微な質問というか相談項目であれば簡単に対処できるわけですけれども、非常に深刻なものもあるわけです。そうなってくるとそこへ本当に親身になってまた解決をしていこうということになると、なかなか人間的にも大変かなというような話がありました。

阿部久夫君 委員長に1点だけお聞きいたします。教育特区の実況の中でございますが、今、南魚沼市は県下でも教育特区ということでもって非常に努力し注目を浴びています。しかしその中で私は、総合学習。やはり前は一番総合学習に力を入れてきたわけでございますけれども、今は総合学習というものはあまり聞かなくなったというように私は感じております。しかし私の学校では総合学習というものを非常に力を入れている中で、委員会の中では総合学習についての質疑なり、また取り組みについては話はあったかないか委員長にお聞きいたします。

笠原総務文教委員長 具体的には今のことはありませんでしたが。前の委員会調査の中で話が出たのは、総合学習の中で英語のこういう遊ぶだとか、あるいは国際理解を深めるといふのを総合学習の中に入れていた学校も多々あるわけですので。その分それがたまたまこちらの英語特区の方にきちんとしたというだけであって。そういうふうに考えればそう問題ではないかなというふうに思っていますし、またそういう説明であったというふうに思っています。

阿部久夫君 はい、わかりました。しかし総合学習にもいろいろ取り組みがあるのですけれども、以前南魚沼市も今のそういう特色ある学校づくりということでもって非常に力を入れてきたわけでありますので。私は、教育特区も大切でありますけれども、そういった特色ある教育に、総合学習についてもぜひ委員会の方でも一生懸命調査なりまた取り組んでいただきたいと、そういうふうに願っているところでございます。もう一度それについて答弁をお願いいたします。

笠原総務文教委員長 教育特区を入れるときに委員会の中で話が出たのは、外国語の理解、英語教育あるいは国際理解も大切なことだけれども、母国語の日本語をどういうふうに

もっとやはり大事にしてもらいたいというそういう意見もありました。

それと同じように特区をやったからといって日本語教育が、国語教育が疎かになることは当然ないと思いますし。今、阿部議員が指摘されたように地域の自然だとかあるいは農業だとかそういう部分も当然総合学習の中でやっていくと思いますし、またそれは教育長はじめ教育委員会もきちんとサポートしていくかと思いますので。そうですね。

阿部久夫君 はい、わかりました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 産業建設委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは、先般行いました産業建設委員会の所管事務調査についてご報告を申し上げます。

まず調査事項ですが、船ヶ沢配水池の工事進捗状況について、現地調査を含んでおります。水道ビジョンの進捗状況について、下水道のつなぎ込み状況について。それから駅西地区の流雪溝の整備状況について、六日町街づくり株式会社の経営状況について。そしてその他ということで調査をいたしました。内容についてはまた個々に報告をさせていただきます。

調査の状況ですけれども、5月14日、委員の出席は1名欠席でしたが9名。それから調査の内容ですけれども、それぞれ担当の部長、課長の出席を求めて現地調査及び事務調査を行いました。それでは個々の調査事項についてご報告をいたします。

まず、船ヶ沢配水池の工事進捗状況についてですけれども。水道課長より資料に基づき説明がありました。現地調査もありましたので現地でそれぞれ説明をいただきましたけれども、配水池については配水区域が非常に広くてそれに比べて配水池が小さいということの中から、もし何かあったときに安心・安全ということで水の供給が住民に迷惑をかけるというところで増設をしたという説明がありました。土木の方についてはほとんどもう現地はできておりました。電気関係の工事が残っているということでしたけれども、6月に入って早々にやるというようなことでありました。

その説明を受けた中で事務調査ですけれども。工法あるいは工法についての金額、それから工期というようなことで説明がありましたけれども。ここに書いてあるように、工法によっての工期の早い遅いはたいした差もないと。ただ、若干経費的には安くなるというふうな比較がなされた上でPCという工法がとられたということでもあります。これについては、資料1ということで11ページに資料が付いておりますので詳しくはご覧ください。

続いて水道ビジョンの進捗状況についてということで資料が12ページから18ページ、資料2ということで付けてありますのでご覧いただきながら聞いていただければと思います。水道事業管理者から資料に基づいて説明がありました。やはりそれに伴って水道ビジョンが策定されたということで、12ページから18ページまでの資料があったわけです。それぞれあった中で質疑ですけれども、今後やはり水道料金が上がってくるのではないかとというよ

うな心配が市民の中で一番大きいのではないかと、ということで質疑があったわけです。これについては、今の料金そのものが市民に負担を願う上限ではないかというようなことで、一般会計からの繰入金100パーセントいただいているので、その中でなんとかやっていくのだと。それから、今の上水の方の施設を例えば縮小したからといって経費が下がるわけではないので、そういったことを踏まえた中で、この料金の中で何とかやっていくという信念のもとに運営をしていきたいということでした。

それから今までの広域水道でやっていたときから、いわゆる簡易水道という組合が1,800件以上あったわけです。そういった簡易水道で入っている方々を何とか上水の方に移っていただくということにならないかということで、努力はどういうふうに行っているのかというような話で質問がありました。これにつきましては、それぞれ下水の工事ですとかあるいは老朽管の伏せ替えという、今後いろいろなことがあったときに、簡易水道の組合では対応できないことがあるので、そういったことを踏まえた中でも上水の方へ入ってくれというふうな方向でいろいろ進めているようではありますが、なかなか「はい」と言って入っていただけないというふうなことで、非常に苦慮をしているというような答弁がありました。

あともう1点は水道の水質の問題の質疑がありました。これについては、水質の基準がクリアしていないというわけではないのだけれども、多少クリアしていないということではないのですが、その辺についてはきちんと定期的にいろいろな水質の調査をした中で運営をしているということでありました。

水道ビジョンの中で水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しているということで、南魚沼市の水道事業を取り巻く大きな変化というのはどういうことだという質問がありました。やはり住民の皆さんの節水志向と、あるいは水質の管理強化、水道建設期に整備された老朽施設の更新等々というのが非常に大きな水道上水と申しますか、浄水場ができたときから大きく環境が変化してきているということで、この辺を今後も踏まえた中で、国の方でも経費がかからないようにするにはどうしたらいいかというような仕組みも考えていってもらうというようなことですが、そんな中で安全にしていくと。何しろ安全に安心に供給することだということで市の方からは答弁がありました。

続いて下水道のつなぎ込み状況についてです。19ページから20ページに資料があります。資料3番ということでありますけれども、これについても水道管理者部長の方から説明があったわけです。まず、議会でも問題になりましたけれども、職員の方々のつなぎ込みが進んでいないというかある程度進んでいない所があるということで、その件については市長の方からそれぞれ呼びかけをした中で、半年間のうちにつなぎ込みなさいよということで話をすると。その後進まない所については、今後どうやっていくかという計画等をあげてもらって、個々に今度是对応していくというようなことで進めているということも含めて説明がありました。

その中で次のような質疑があったということですが、やはり下水道の完成時期についての質問でした。平成25年完了ということで進めている予定だがそれはそのままいけるかとい

うことで、必ずできるとは言にくいのだが、25年完成という目途で大体進めるだろうという答弁でした。

もう一つが焼却場に出ている溶融スラグです。スラグについて下水道工事等々埋め戻しに使用しているかということで、これについてはそれぞれ使える所については今使用を進めている段階であるというような答弁がありました。あとちょっと書いてありましたが、先ほどと重複しますので飛ばします。

あとは管理・運営というようなところでの質疑でしたが、ほとんどの管理・運営については業者に任せてあるわけですけれども、問題があったときには一報は必ず市の方に入って、それから市から維持管理の業者の方へ、ここを直しなさい、ああしなさいと指示がいくので、それについてはきちんと市の方でどういった問題があった、トラブルがあったについては、すべて把握しているというような答弁でありました。

つづいて駅西地区の流雪溝の整備状況についてということで、資料の4、21ページから24ページになりますけれども、これは平成6年から駅西地区の流雪溝については運用が開始されていますけれども、今後、当初の計画より非常に距離も伸びていますしということの中で、今後水が今の状況であるとなかなか今のままの運用ですと足りないというような説明と、それをではどうやって使っていくのか今、検討しているというようなことで説明があったわけですけれども、それについてそれぞれ質疑あるいは答弁あったわけですが、なかなか流雪溝を整備しても、ただ流雪溝があるだけでそこへちゃんと雪を捨ててもらってという。自分たちの家の前だけという対応の中で、できれば少し自分の家の前ちょっとずつ広げていただいて歩道を確保していく、というようなことをやっていただくと、流雪溝も有効に生きていくのだがということいろいろ話あったわけです。

そんなことの中で今言ったようにどうやって水を有効に使っていくかの検討の最中ということでしたので、特にはっきりしたこれから今検討ということでしたので、これから検討の計画が出てきてからいろいろなまた具体的なものが出てくるということでした。

つづいて六日町街づくり株式会社の経営状況についてということで25ページから30ページまで資料が付いておりますが、このことについて調査をいたしました。この資料につきましても、まだ株主総会というところできちんとした決定が出ている数字ではないので参考ですよ、というような中であつたわけですけれども、なかなかこれを見ていただいてわかるように非常に厳しい経営が続いているというのが説明でありました。

その説明を受けた中でそれぞれ質疑、答弁があったわけですけれども、まず1点がAコープが撤退して預かり金、敷金、これについてどういうふうに処理したかということで、これについては10年の年賦といえますかということで、街づくり会社の方からAコープの方へ返還をしていくということでありました。

また、街づくり会社自体がどんな改善の努力をしていくかということでしたが、今の共益費を上げたりというようなことをしているわけですけれども、なかなかテナントの方もこのぐらいの家賃だったら入るけれどもちょっと高くなるとだめだということで非常に苦戦をし

ているというような答弁がありました。その後にも多少質疑、答弁がありますがちょっとご覧をいただければと思います。

その他ということで産業振興部長から南魚沼市産業振興ビジョンについて説明がありました。この中でちょっと質問があったのが観光協会の件ですけれども、このことについては合併して、それぞれ事務所の位置等々が合併のときあったわけですけれども、それについてはそれぞれ今、南魚沼市観光協会については六日町の駅の所に入りましたし、南魚沼市の六日町の観光協会についてはJ Aの天地人事務局のある所へ今度移ったというようなことになっております。

それから商工会の合併の問題についても質疑がありました。この件については商工会としては3つの商工会がそれぞれ、合併問題についてはもうちょっと様子を見ようかなというようなことで推移しているという説明がありました。

つづいて市道の認定についての説明。それから道路特定財源についての説明ということで、これは先ほどの市長の所信表明の中にもありましたけれども、南魚沼市で1カ月分700万円相当が減額になるというようなことで説明がありました。

もう一つが新潟県の水道協会が50周年ということで、記念式典が南魚沼市で開かれるというようなことで説明がありました。以上産業建設委員会の事務調査の報告を終わります。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 委員長に2点お聞きいたします。1点は水道ビジョンでございます。水道は当然やはり安心・安全で一番市民の皆さん方がおいしい水を望んでいるわけでございますけれども。私も以前質問したことがあるのですが、やはり夏何しろ暑い、冬は何しろ冷たすぎると。本当にこれは市民の皆さん方もここら辺をもう少し何とか改善されれば非常においしいのだがなという意見が相当あります。そういったことに対してそれぞれ水道の皆さん方は努力なさっているのですけれども、なかなか夏になってきたというと温くなったり飲めなかったというような話ですが。そこら辺についての議論等はなされたのかあったのか。それを1点。

次の下水道のつなぎ込み状況でございますが。先ほど委員長はスラグについて使用していく所は使用していくと。当然スラグも1日に6トンから出て、私も当然使用される所はしていただきたいというふうに思っていますけれども、やはり一般の市民というかこれから工事をやる立場になると、こういった燃えたスラグについては非常にまだ不安を感じている市民が相当おられます。委員会の中でもそういったスラグに対する安全性、そういったものはきちんと埋め戻しても大丈夫だと。そういった議論や話し合いはあったかないか。もしあったらどのような対応をされたか。そこら辺ちょっと委員長に報告をお願いいたします。

樋口産業建設委員長 先ほどの水道ビジョンの中での水の熱い冷たいということですが。前の配水池のところでもちょっと質疑があったわけですが、配水池で普通は大体地下に埋まっているのがこの度のやつは外に出ているわけです。そのことによって水温とかどうだというような、そこでのそういったちょっと話はあったわけです。そこではそういう困ってある

やつですので温度のいわゆる外との変化はないですよというところはあったのですが、特に夏温くて冬冷たいということについての、極々詰めた議論はこの度はありませんでした。

それからもう一つスラグのことについてですが、このことについては多分、この度安全性ということについては議論はなかったですが、それより以前のときにスラグの安全性についてはいろいろそれぞれあったような記憶はしています。それがあったのを受けて使用をすることに進んでいるということです。ですのでこのたび安全性についての議論はなかったわけですが、活用について位置とか運搬の距離ですとかストックヤードの問題、あるいは工事現場までの今言った距離等々の問題。それから環境の問題にはもちろん極配慮した中で環境課と協議をしながら進めていくという答弁はありました。

阿部久夫君 先ほどの水道ビジョンについては、またひとつそういったできるだけ。燃料も上がって非常に、冬になると家庭の方も冷たい水はこれだけ石油も上がりますと厳しい状況であります。ちょっと無理なことかもしれませんが、できるだけおいしい水を提供していただきたいというふうにもまた委員会の方でも頑張っていたきたいと思います。

次のスラグでございますけれども、やはり委員会としてもまだまだこれから使用される所は使用していくと。これは執行部の方の説明だったという話でございますけれども、やはりこういったものはずっとこれから先も一度埋め戻しをすればおそらく二度と掘り起こすことはないと思うのですが、こういった温度等、またいろいろ長年堆積していますという変化が生じるというふうな市民の皆さんが不安を抱いているところもあります。そういったことについてもやはり委員会としてもまた調査をしていただいて、絶対安心してこれは埋め戻ししても大丈夫だというような、委員会でもまた調査していただければというふうにお願ひしておきます。以上です。

若井達男君 2点ほどお伺ひいたします。まず最初の1点ですが、今ほど阿部議員の方からもありました水道ビジョンの進捗状況についてという中で、委員長の説明もありましたが浦佐地区の五箇で水質についての質疑がなされております。そこで水質の問題ですが、委員会の調査が5月14日にされております。そしてつい先日の臨時議会5月27日、約2週間後でございますが、そのときに小川地区の投棄物ということで全員協議会が開催されております。

それでその時には水質の問題は私は話はしませんでした。また質疑としても提出しませんでした。このわずか2週間前ですがそういった小川地区の投棄物等に対するときのやはり水質汚染、そういった問題は質疑に委員の中から出なかったかどうか。ということはやはり一番心配、懸念されるのはその下に我々南魚沼市の一番の水道口、畦地浄水場の処理場の口をもっているわけです。これは位置的にあそこに土沢の発電所があります。そしてそれは沢に沿ってきております。そうした上流部分に投棄物があったら、確かに前段では廃棄物というところまでまだ達していないというような説明もあったわけですが、水質問題についてそういったところの質疑はなかったかどうか。わずか2週間前ですが、それを1点お願いいたします。

もう1点ですが25ページ街づくり株式会社の運営状況ということです。確かにこれも説明はありました。案ということですがまだ総会前だということで。しかしながら総会後であってもこの街づくり会社については開示請求、市条例に基づいたものを請求しても株式会社から開示請求の枠にははまらないからということで、なかなか出てこない。請求を撥ねられてしまう。そういった問題があるわけですが、この時期にこういった案とは言いながらこれを審査の対象で問題がないかどうか。問題がないから多分やったと思われるわけですが、今1度その点をひとつ委員長の方から答弁をお願いいたします。

(「議長、関連」の声あり)

松原良道君 今ほどの28番議員の関連で水道水源の件ですが。先般の全員協議会の中では、投棄物とか有機物とかいろいろわけのわからない説明をして非常に答弁を濁しているのです。今、若井議員が言ったようにこれは大事な水源の上流ですから、私は産建の主管であれば現地調査を私は産建からしていただきたいと思っているのですけれども、委員長はそういう勇気がありますか。

樋口産業建設委員長 まず1点目の順番が逆になりますが、街づくり会社の方についての資料のことですけれども。これは私どもが資料を出してくださいと、調査をしますからということでお話をさせていただいて、先ほど言ったようにこうこうこういうものの資料ですよということを出して、街づくり会社の方から提供いただいた資料です。ですので私どもはどうでも出せというのではなく、出せるものを出してくださいというかたちでお願いした資料ですので、私は問題ないというような認識をさせてもらっております。

それから水質の件についてですが、14日の委員会のところでは畦地の投棄物、小川の投棄物の件については、委員会の中では質疑等々ということについては出ておりません。

もう1点現地調査。委員会で現地調査ということですが、このことについてはちょっと委員の皆さんとよく相談をした中で、あるいは執行部ともごく協議をした中でどうしても必要であればまた検討させていただきたいと思えます。

若井達男君 それでは1点だけ再質問させていただきます。街づくり会社の件ですが、委員会側の請求でなく出せるものはひとつ会社の方から出してくださいと。それに基づいて説明をお願いしたいということだったと思えます。そういうことで開かれた情報開示。これは大変いいことだと思いますので、できることならばやはり一般市民、また委員会に限らずそういったところについても情報開示。そのときはこれはもうだめだと。このときはいいというようなことでなく、やはり市民にわかる、開かれた会社であってほしいと思えます。その辺は委員会として今後よく考慮した中で進めていっていただきたいと思えますが、委員長の考えをひとつ、それだけお聞かせください。

樋口産業建設委員長 今ほどおっしゃるように、やはり市民の方のそれぞれ税金が投入されて動いている会社ですし、公のもので、きちんとまた私どもも何ていいますか推移を見ながら動いていきたいと思えます。

松原良道君 今の答弁は大体わかりますが、私が言いたいのは今の地元の皆さんの不安

の現状と、今行政、県の出先、非常に対応がぬるいというか行動がなっていないのです。本当にそんなことで水源の上流に地元の皆さんが心配している、また我々が第三者から聞いて心配しているようなことがもし現実であったならば、これは大問題ですよ。ぜひ、私は行政が動かなくても、県の出先が動かなくても、やはり市の皆さんの生命を守る我々議会、そうした委員会である産業建設委員会は、私はどうしてもそうした行動を起こしていただきたいと思っていますので強く要望しておきます。

山田 勝君 水道ビジョンの進捗状況です。これについて伺いたいと思います。委員会でこの資料の中身をよく見られたと思います。それにつきまして何点が伺いたいと思います。15ページであります。施設の利用率が17年、18年で10パーセントほど施設利用率が上がっております。にもかかわらず給水原価、供給単価がこのように上がっております。それに対する質問はありましたかどうか。

もう1点。同じページで下の表の料金の回収率が69パーセント、70パーセントと。全国平均から比べると非常に低いものであると感じます。これについて何か特定要因があったのか。またずっと継続的に問題があるのか。その辺の質疑があったのか伺いたいと思います。

それと3点目ですが。この資料そのものが中央設計技術研究所で作られて、水道課でこれを追認したのかどうかちょっと定かではないのですが。15ページの2つの表の間に「今後は」という言葉があります。「ダウンサイジング(規模縮小)を検討し、云々」そうやってコスト縮減を図る必要があるとここにしっかり書かれております。ということはそれに対する具体的な方向性とかそういうものを水道課の方にしっかり伺ったのかどうか。その辺3点伺いたいと思います。

樋口産業建設委員長 最初の2つの細かい増えたの減ったのというところですけども、そこまで細かい質疑あるいは答弁というのはちょっと委員会の中ではありませんでした。それに今ほどの最後の、15ページのコスト縮減の必要というようなことであったわけですけども、このことについては細かいことというのも絡んでくるわけですけども。このビジョン自体が、今の現状の解析というような性質の第1回目の中間の報告ですよ、という今の水道ビジョンの進捗状況ということで、今、中間ではこういうことになっています。今後図る必要があってそのためにどうしていくかということについては、今後まだビジョンを、ここで終わったわけではなくて、そこについて今後またさらに策定といいますか検討を加えていくということになっているということです。ここにもちょっと説明が足りませんでした。質疑と答弁がありますのでそういうふうにとらえていただければと思っています。

山田 勝君 はい、ありがとうございました。ではありますが、この資料を見た中で一番今、市民の方が質疑にもありますように料金に関してはものすごく敏感になっているということはわかっていただけだと思います。そうしましたら回収率、それから原価が上がってきている。そういうお金に関する部分というのは非常に委員会でも敏感に感じ取っていただければ嬉しいなと思っています。そういうことで委員長の気持ちですが、一言伺いたいと思います。

議長 いいですね。はい。

佐藤 剛君 産業建設委員長に1点だけお伺いいたしますけれども、その他のところですので報告を受けただけかもしれませんが、2年近く待ちに待った産業振興ビジョンの説明があったわけですが、私も配付になって見させていただきました。近未来、明るい展望と可能性が書かれておりますが、かといって3年間の実施計画を見ますとある程度やはり具体的なところも出てきているわけです。この辺の財政計画との関係、整合性といいますか、そういうところを懸念する質疑なり調査があったのか。またはそこら辺を説明するような執行部側の説明なりがあったのかということだけお伺いします。

樋口産業建設委員長 報告ということと今、そうっては何なのですが、ごくのビジョンというよりはそこに絡めて先ほどちょっと報告をしましたけれども、たった今の「天地人」の方ですとかそういったことの進捗状況とか、そっちの方の質疑や応答はあったのですけれども、ビジョンの細かいところについてはこの度はそこまではちょっと話は入っていません。

牧野 晶君 委員長に質問しますが、こういう議論があったかどうか教えてください。26ページの街づくりの件ですが、いちばん下の19年度の当期の売上が2億1,000万円だけれども、それよりも少ない16年度が1億9,000万円なのに利益が出ているわけです。19年度は赤字になっているわけですが、理由の説明があったのか。あと20年度の要は今もう入っている今年は、これは黒の予定なのか赤の予定なのか。そのところを聞いてみたいなど。一応の事業計画はどういうふうになっているのかをお願いします。

樋口産業建設委員長 まず今年どうなる予定ということについては、見通しについては先ほどちょっと説明しましたけれども、大変厳しい状況であるという言い方で、会社の方ではなくて、今、産業振興部長のほうからの説明ですので直接ではないのであれですが、大変厳しい状況であるというようなとらえ方をしているというふうに説明を受けております。

利益が減ったというようなことの内容については、ここの売上高に対してというのについては、ここの赤字になっているという細かいところまではちょっと説明を受けていません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

(午前11時12分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

議長 社会厚生委員長・牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の所管事務調査の報告をいたします。

調査事項であります。1番の特定検診・特定保健指導について、2番の筋力づくり教室について、これは現地調査も行いました。3番の鳥獣の捕獲について、4番A E Dについて、これも現地調査を行いました。5番のその他であります。

調査の状況であります。平成20年4月24日木曜日、委員全員が出席をいたしました。

調査の内容であります。市民生活部長以下関係する課長さんから出席を求めて、現地調査及び事務調査を行ったところであります。

まず第1の特定検診・特定保健指導についてであります。資料は後段の7ページから15ページにありますのでご覧をいただきたいと思います。平成18年度に大幅な医療制度の改革がありました。ご承知のことと思います。そこで老人保健法が全面的に改正をされて、高齢者の医療確保に関する法律が制定をされたわけであります。2ページをお開きください。

今年の4月から40歳から74歳の国民健康保険、政府管掌健康保険等、各医療保険の被保険者及び被扶養者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」の実施が新たに義務付けられたわけであります。保険者に義務付けられました。後段であります。この新しい特定検診あるいは特定保健指導は、メタボリックシンドロームこれに大きく着目をしているところが大きな点であります。この計画は5年ごとに見直す、こういうことあります。今までの検診は早期発見、早期治療ということに着目をしていたわけあります。今度の検診については病気の予防、これに大きくシフトしたとこういうことだそうあります。

この説明を受けまして以下のような質疑が行われたわけあります。質疑の中で数字等が多く出てくるわけですが、これは当日社厚の委員会に提出をされました「特定保健審査・特定保健指導事業実施計画」という20数ページの実施計画書を見ながら質問した委員もいたわけで、こういう細かい数字が出てくるわけですが、ご承知おきくださいというふうに思っています。皆様には配付をしておりません。

それでちょっと補足をしますが、2番目の質問、平成20年度の特定保健指導の目標値、これを20パーセントということだがというふうにしてありますが、これは実施計画書、今20パーセント。保健指導ということですからいわば俗な言葉で言うと、検診を受けてひっかかった方々に今度は保健指導をするわけですが、その指導の目標値が20パーセントということあります。数値を、その下にありますように答弁の中では、最終年度平成24年度には45パーセントに高めたいとこういうことあります。

それからこのページのいちばん下であります。クエスチョンの特定検診の24年の目標値、65パーセントの受診率で10パーセントの減少率とあります。ちょっとわかりづらいのですが、対象者の65パーセントの皆さんから受診をしてもらいたいということあります。その中で10パーセントの減少率というのは、メタボリックと認定されて指導を受けたのが平成20年から24年度について10パーセント減少したいとこういうことあります。あとはご覧をいただきたいと思います。このような質問あるいは答弁がありました。

2番目には筋力づくり教室についてであります。これは資料16ページ～17ページに添付をしてあります。現地調査として欠之上の集落センターで実際高齢者の皆さん方が体操をしているところにお伺いをいたしました。我々委員も一緒になって、短い時間ではありましたが体操をしてきました。なかなか頭を使ったり手を使ったりいい体操だなというふう感じてきたわけあります。介護保険事業の中の介護予防事業の一環として教室が行われてい

るということであります。

高齢者の日常生活に必要な体力あるいは上下肢筋力を維持向上させ、寝たきり防止、認知症予防、介護度の重症化防止を図って、長寿社会の実現を図ることを目的としているということであります。いちばん下段でありますが、現在全市内で55カ所、月1～2回程度、集落の集会場等で行っているということであります。

以下次のような質問があったわけでありますが、次ページの4ページをご覧ください。中ほどでありますが、男性の参加は極めて少ないという質問がありました。ほとんどの会場でやはり男性の皆さんが少ない。欠之上も1人もいなかったわけであります。12～13名の女性の方々がおりましたが、男性は1人もおりませんでした。

どういうふうにして男性の皆さん方から出てきていただくと、していただくかということでありますけれども。やはり参加をしている配偶者の皆さん方から積極的に働きかけていただいて、自分の連れ合いも連れて来ていただくように働きかけたいというような答弁でありました。以下ご覧をいただきたいと思います。

3番の鳥獣捕獲についてであります。これは18ページに資料が添付してありますのでご覧をいただきたいと思います。説明の中でサルを主体とした農作物の被害が非常に増加をしているということで、その対策として「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」という法律があるそうであります。これを尊重しつつ、これは農作物の被害を前提とした最終的な手段としての捕獲を実施すると、捕獲であります。これを実施するというのだそうであります。以下のような質問がありましたからご覧をいただきたいと思います。

4番目にAED（自動体外式除細動器）というそうでありますが、この研修・現地調査も行いました。これは20ページ～22ページに資料が添付してあります。消防本部の3階ででしょうか、AEDの説明を受けたり、あるいは実際に人形を使って体験をしてみました。その前に救急隊が現場に到着をして、いろいろそこで手当といいますが収容して運び込むまでのことを模擬演習といいたいでしょうか、それを見学をした中でAEDの使い方、あるいは心臓マッサージ等の実習をしたわけであります。

今このAEDというのはスーパー、学校あるいは大勢の集まる集会施設等に設置をされているわけですが、なかなか我々は見たことも扱ったこともないということで、体験してみようと現地調査をしてみました。非常にいい体験をさせてもらったというふうに思っています。そこに書いてありますように、心臓が停止した方に電気ショックを与えて救命をする道具だということであります。いちばん下に書いてありますように、電源を入れれば使用者に何をしたらいいか音声ガイドで指示を与えてくれるとこういう優れたものであります。AEDは迅速な除細動の実施による心臓突然死から救命率を改善すると期待をされているとこういうことであります。非常に勉強になりました。皆さんも機会があったらそういう体験をしてみると、よろしいのかなというふうに思った次第であります。

6ページでありますが、その他ということで斎場建設に伴う火葬炉の選定についてということで、市民生活部長から説明がありました。先ほどの市長の所信表明にもありましたよう

に、大まかにその域を出ない説明でありました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

駒形正博君 いちばん最後のその他ですが、斎場建設に伴う火葬炉の選定についてということで、市長の施政方針にありましたが、どういう炉に決まったのかちょっと市長の説明でもわかりませんでした。炉の選定をする経過と、そして決定した経過について今後のスケジュールについての調査報告をお願いします。

牛木社会厚生委員長 19年の11月に市で作った「火葬炉の建設選定にかかわる会社の概況調査及び南魚沼市斎場建設火葬炉設備工事仕様書」を作成したそうでありまして、各社これは3社 この段階で4社あったそうでありまして、1社が辞退をした。管理費、火葬炉の技術提案、稼動から10年を経過した後の仕様書を作成してもらったということでありまして。各4社から提出依頼を行ったのですが、1業者が提案を辞退して結果3社になったということでありまして。

20年2月に検討委員会において、各社から徴収した技術提案、維持管理費について検討を行ってきたということでありまして、20年3月24日に提案に基づく各社からヒアリングを実施して、その後10年分の維持管理では判断がつかないということから、各メーカーに更に20年分の維持管理費を提出を求めたということだそうでありまして。

それで20年4月、今年の4月であります。提案方式によるメーカーの決定に向けて、最低の基準として8項目の調査基準を作成して、点数に置き換えたわけです。そして採点をした結果、もっとも高い富士建設工業株式会社という会社だそうでありまして、この後財政課においてもっとも評価の高いこの会社の再度の見積書を依頼したと。そして契約の締結に至りたいということだそうでありまして。

今年度は実施設計の発注、敷地の造成、工事用の駐車場、進入道路等の建設を行いたいということだそうでありまして。

駒形正博君 そういうふうに斎場建設については検討を続けてきたわけです。それで市長の報告を見ると5月1日にメーカーの契約を締結して、5月21日には指名競争入札による業者を決定したとあります。社厚の委員会を開いたのが平成20年4月24日。こうした予定が示されている中で、3月19日に本会議が終わっているわけで、それから1カ月ちょっとの間に、休会中ですからいつでもいいといえばいつでもいいのですが、こうした長年の検討課題の大事業が決定をするという予定の中で、委員会の調査日が早すぎるのではないかと。今は予定の報告を聞いただけで、調査日に。5月1日まで待てば決定が見られて、決定についていろいろな注文なりができるわけだけれども、そうした決定を目の前にして、委員会の休会中の調査をするというのは、休会中の事務調査の日が早すぎるのではないかと。そしてまたその24日から今日に至るまでの期間の方が長いと。ということは、事務調査の日が早すぎるのではないかとというふうに思われますが、これは委員会調査結果についての委員長の意見を聞きたいのではなくて、調査日が早すぎるのではないかとということについて委員長の見解をお聞かせ願いたい。

牛木社会厚生委員長　これはご承知のように、指名委員会というのが庁舎の中にありますよね。その皆さん方の中で火葬炉の検討委員会を設立して、副市長をトップに担当の部長等が指名委員会で協議をするわけでありまして。その調査の委員会の日にちが早いのではないかという指摘です。皆さんそう言われればそうかもしれませんが、私は委員会の中で皆さんと相談をして、これはその他という中で扱ったわけでありまして、執行部の方からこういうふうを選定委員会で決まりましたよという報告があって、それを受けたまでであります。それについて委員会として「あの炉はどうだ、この炉はどうだ」ということではありませんで、調査項目には載っていませんで報告を受けただけであります。

駒形正博君　何か私の質疑をしていることが理解をされていないようです。議題にもあげておかなかったと、その他で聞いたのだと。もってのほかです。市長が、決定したことをこの6月定例会で報告しているのですから。それを議会としても決定したことを委員会で調査をして報告するだけの何ていうか意欲というか。その他で聞く程度でもって、全くでは議会としては委員会としてはかかわらなかったということに感じられるのですが、その点どうでしょうか。

牛木社会厚生委員長　今回の社会厚生委員会の調査項目の中に含まれていなかったということでありまして。含まれていなかったということ。それで、その他の中で執行部の方から選考委員会の中でそのように決まりましたという報告を受けました。そういうことあります。でですね　そういうことです。

駒形正博君　それはわかった。これに書いて、その他で聞いただけだということですが・・・（「聞いたではなく、報告を受けた」の声あり）報告を受けたということですが、社会厚生委員会として長年検討してきたことが決定されようとしているときに、調査項目に挙げないで報告を聞くだけというのはちょっとおかしいのではないかと。

牛木社会厚生委員長　わかりました。

岩野 松君　1点だけすみません。19ページのAEDについて、利用例、使用例というのがちょっと書いてありますけれども、16年から設置されているのですけれども、一般にもということですが、そういう報告は、どういうふうにして使用例があったというのは、ここへちょっと3点ばかり載っていますがそれ以外もないかと思えますけれども、年どれくらいあるとかそういう報告はありませんでしたでしょうか。質疑も含めて。

牛木社会厚生委員長　そこに記載のとおりでありまして、細かいことはありませんでした。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議　長　以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議　長　お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説

明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成20年請願第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願から日程第10、平成20年陳情第5号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情まで、以上5件を一括議題といたします。

議長 請願第4号及び請願第5号を総務文教委員会に、請願第6号及び陳情第5号を産業建設委員会に、請願第7号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第11、第10号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第12、第11号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。説明を求めます。

水道事業管理者 (説明を行なう。)

議長 質疑を行いません。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。

(午前11時56分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 日程第13、第12号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明す

る書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 19年度と20年度を比べまして、19年度で期末残高が13億4,600万円ということ。20年度が4,800万円市の方で買い取るということになりますと、多分その13億円はまだ土地開発公社に残るということになると思うのですけれども。土地開発公社の今後の考え方なのですが、私も以前一般質問したことがあるのですけれども。計画的に何とかしてくれというような答弁もいただいたのですけれども、将来計画といいますが、なかなか難しい面もあろうと思うのですが、やはりいつくらいまでにこれをきれいにして、公社をやめるなりどうかするなりというやはり将来見通しがなければ、なかなか努力はしているとは言っても進まないと思うのです、現実に。そこら辺の考え方といいますが、将来計画はどのようなことになっているのかというところだけお聞きしたいと思います。

総務部長 おっしゃっているとおりだと思います。ただ、公社として考えていけば、やはり計画的に処分していきたいという考えを持ってございますが、いずれにしても、市の方で買い取っていただくわけでございます。市の方も計画的にその事業を導入する、また売っていくというようなことで買い取っていただくというようなことで考えております。確かに公社だけ考えれば、これは何と言ってももう計画的に売ってくれと、買ってくれと、こういうものもありますが、やはりその土地を有効的に売っていったり処分していくということで、双方にらみながら早めのうちに処分はしていきたいと思っております。が、なかなか言うのとその現実がかみ合わないという状況でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第14、第13号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第15、第14号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

教育次長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

宮田俊之君 2点ほど伺います。12ページにまとめて書いてあるようなのでここでお伺いいたしますけれども、投資有価証券3,000万円が長期借入金4,000万円の担保ということになっておるのですけれども、この中身がちょっとわからないので聞のですが、額面で3,000万円確実に返せる担保でプラス1,000万円借りているということなのかと思うのですけれども、当然借入れの金利の方が随分高くて、あと残り、ここにあります3,000万円ですか、負債に対応する額3,000万円と書いてあります。これがあれば先に返済の方が金利負担がなくていいのかなという気がするのですけれども、これはどうしてこうなっているのか。ここについて1点お伺いいたします。

それと補助金の内容が減ればその分赤字がきて、この長期借入とか、借入れ、お金をそこで穴埋めするということなののですけれども、もう担保がほぼいっぱいいっぱいという中で、何を元に借りられる段取りが取れるのかという部分、2点お伺いいたします。

教育次長 今ほどの12ページの内容であります、この3,000万円につきましては基本財産でありまして、これは理事会等で承認がない限り取り崩せない額であります。そういったこともありまして、担保として3,000万円ということで4,000万円を借入れて運用していると、そういった内容であります。

それから補助金につきましてはありますが言われるとおりでありまして、この収支から言いますと事業収入よりも事業支出が多いといった点につきまして、補助金あるいは寄付金等でいままでも回ってきたわけでありまして、そういったかたちで現在回っているわけです、長期借入がどこまで借りられるかといったところは、まだそれは銀行対法人の関係と思えますけれども、とりあえず19年度におきましては、そういったことで350万円の増というかたちで長期借入をやったといった内容であります。

言われるとおり、これがいつまで、どこまで長期借入ができるかといった問題があるかと思しますので、そこら辺につきましてはその経営努力と、それから市の補助金等の中で検討していかなくてはならない問題があるかなと、そういうふうに思っています。

宮田俊之君 もう少し突っ込んだお話をお聞かせいただきたいのですけれども、取り崩せないというのは十分わかるのですけれども、この有価証券というのは3,000万円の額面で必ず担保としてこの金額、何と申しますか現金化できるという金額だと思って間違いないのでしょうか。

と申しますのは、当然投資型の有価証券ですので目減りしている可能性もあるわけです。そうなりますと、この決算書自体の元の担保の額がくるってくるわけですので、また新たに借りるといってもどんどんといわゆる下に潜っている赤字額というものがこの中に含まれているということになれば、今度新たな長期借入は、ほぼ、普通の会社であればできない格好になります。市が関与するので借りられるのか。もうちょっとこの見通しをきちんとお聞かせいただかないと、今後もこれがだるま式に350万円が700万円になり、1,000万円

になりというのが可能性があるのではないかというふうに思います。金利が高いものしか借りられないのではないかと思いますので、これについてもちょっともう少し突っ込んでお聞かせいただきたいと思います。

教育次長 この基本財産の運用の仕方としまして、有価証券というかたちで以前からこういうかたちでやっていたわけです。今現在この有価証券の価値がどのくらいあるかというのは、ちょっと私どもまだはつきりつかんでおりませんが、そういったことも踏まえまして、またそういった法人の中でいろいろ検討していただければなという問題でありますので、私どもはそこまではちょっと関知しておりません。

それから言われますとおり経営努力で何とか運営ができればいいわけでありまして、それがなかなかこういった美術館だとかそういったものにつきましては、どこの館であっても難しい面があるわけでありまして、今現在、市としては基本的には600万円の補助金というかたちでやってきておるわけですが、そういった中で経営努力と睨み合わせた中でそういった補助金についてもまたいろいろ考えていかなければならないかなと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第16、第15号報告 専決した事件の報告について(権利放棄について)を議題といたします。説明を求めます。

市長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で専決した事件の報告について(権利放棄について)の報告を終わります。

議長 日程第17、第66号議案 南魚沼市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第66号議案 南魚沼市監査委員条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第66号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第67号議案 新潟県塩沢ジャンプ台管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第67号議案 新潟県塩沢ジャンプ台管理条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第67号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第68号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 一番最初の5条の例えば2の2とかで、市長は前項の引き続き居住しようとする者が暴力団だと。この「引き続き」とかこういう曖昧なのだと、例えばこの間説明があったごみでも、何ていいますか要は資源なのだよとか資源ではないのだよとか。それで早急にやるからと、では早急というのはいつなのだとか。そういうふうにごういう引き続きとかだと曖昧になると思うのですけれども。

今の時点で引き続きというのは、例えば2日にいっぺん泊まりにきているのだというのを

ずっと繰り返したりとか、10日後には出ていきますからというのでそれをずっとずっと延長していれば、なあなあになってしまっていくのではないのかなという思いがあるのですよ。そういうときはどういうふうな。要は、法の解釈で曖昧なところというのは、こういうものをやるとそこからつけこんでいくと思うのです。そのところをどういうふうに考えているかについてご答弁いただければと思うのですけれども。

建設部長 「引き続き」ということでございます。あくまでも引き続きという、今まで居住しておいた者がその後も継続して居住しようという場合のことを指すわけでございますけれども。要はあくまでも私どもはそれが暴力団かどうか疑わしいという判断をしたときに、入居の最初の決定もそうですけれども、そういう疑わしい事案が発生したときに警察さんの方に照会させていただいて、暴力団と判明した場合には開け渡し請求をするということでご理解をしていただきたいと思います。

和田英夫君 方向性はいいわけです。そこで今ほどのものと関連するわけですが、そうするとその住宅委員会に市営住宅入居申し込み書を出されたその文面に、こういうことがありますから入所申込者の皆さんは場合によってはその申込書を警察、関係機関に照会すること いわゆる個人プライバシーの関係でのことわり条項ですね。そういうことを書かないと、ただ単にということでのその辺を。

それからもう一つなかなか非常に難しい、名札を貼ってあればいいわけですが、まさにこういうことは全国的にこういう流れになりますと、その対象者の方々もまた身を守るといいますか、またいろいろ考えるわけですから、非常に方向はいいですけれども難しいと思うのです。いわゆる入所される方々が、では住宅委員会がこれはどうも危ないからひとつそちらへ問い合わせようといっても、なかなかこの辺の判断も難しいわけですから。方向はいいわけですが、その辺はどうなっていますか。

建設部長 申込書の案が一応、申込書ですね。それを規則の方で改正をさせていただいて、その中に入居の申し込みをしますというその下に、本人が暴力団と、場合には、何といえますかそういう警察とのやりとりの中で、そういうやりとりをしてもらっても構いませんよと。それから暴力団であることが判明した場合には、入居資格を決定をされないと、入居させないという措置を講ずるような、申込書の中にそういう文面を一つ書き込みますので。それで警察の方にも照会をさせていただく、それで警察の方でそういう暴力団というふうに判明した場合には、あなたのところには入居させないよという通知文といえますか、そういうことを出すことになるわけですが、申込書の中にそういう取扱い文を書き込むということで今考えております。

全国的にいろいろな問題が発生しておりますので、県の方は、県営住宅条例の方が今年の2月の議会で同じような条例をやはり改正をしております、3月から施行しているわけでございます。当然県と同じような取扱いということで、私どもも今回の条例改正をやるわけですが。あくまでもなかなか暴力団かどうか判明するのは非常に難しいところがございますので、警察の方でもそれを情報をすぐ出すという確約書を交わしますので、出してくれると

思うのですけれども、私どもでも判断がつきませんので、その申込書をいただいた段階で、そういう情報を書き込んだ申込書を出していただいて、それに沿って取扱いをさせていただくということになります。

すべてが疑わしいという判断をすればもう住宅委員会で入居資格を決定をしたという段階で、1回は警察の方に暴力団かどうか照会するということになるかもしれませんが、誰が見ても大丈夫だろうということであれば、警察の方へも問い合わせをしないということになるかもしれませんが、そんなことで考えています。

和田英夫君　私も去年まで住宅委員会にいたということで内容は大体わかるわけですが、入所申込書が非常に、まあまあ言ってみればそこに入りたいという家庭の微に入り細に入りまでの事情を書くわけです。ですから非常にこれが疑いはじめれば、例えば旦那さんは知っているが、奥さんとは逆の面もあるわけですから。これは難しい、運用としては難しいわけです。そうすると申込書の中に場合によっては暴力団から安全な地域社会を云々、こう作文を書きながら、そういう固有名詞を並べながら場合によっては関係機関等にこの書類が協議のため提出される。そういうこともやはりきちん并表示するというわけですか。

建設部長　申込書はなかなかそっくりそのまま住宅委員会へかけませんので、ちょっとご存知ないかもしれませんが。私のところにもあるのですがそこへ入居しようとする家族の名前を全部書き込んであるのです。ですので結果的に子どもさんを除いたとしても、ご夫婦、あるいはまた親と同居するといういろいろなケースがあるわけですが、それらが疑わしと判断されれば警察さんの方に照会をさせていただくということをとらせていただく可能性が十分にあります。

同居する者を承認ということもありますので、それが同居する者が暴力団であった場合にはやはり結果的にはそれは排除させていただくということになります。そういうことで、そういった名前を書き込んで入居を希望する皆さんの家族の、あるいはその家族以外の者も含めて名前を連ねて申し込みいただくわけですので、その皆さんを警察に照会させていただくということでございます。

中沢俊一君　43条の7について伺います。今、新たに入居しようとする人についてはわかりました。しかしながら今、現に入居しているお客さんですね、それについて。警察の方ではああして組員の数も毎年公表するわけでありますから、大体のことはわかっていると思います。今、入居してられるそういう方についての調査といいますか、それはするつもりがあるかどうか聞かせてください。

建設部長　今、入居されている方々につきまして、近隣の住民からというようなことで何らかの問い合わせがあれば、ちょっと照会させていただくつもりでございます。ただ、全ての今入居されている方々の身分照会といいますかそれは考えておりません。

中沢俊一君　その辺が一番悩ましいところだと思うのです。これが犯罪とかそれに全く無関係でずっと過ごせればそれでいいわけですが、たまたま何らかの犯罪に關与している、そういう例が見つかった場合ですよね。やはり地方公共団体としてみれば、これを見過ごし

て住居を提供していた、そういう責任も出てくると思うのです。他の自治体の例も引きながらではありますが、もう一回聞きますが、そういうことを調べるつもりがあるかどうか聞かせてください。

建設部長 先ほどもちょっと申し上げましたが、あくまでも近隣の皆さん、当然本人からの話があるわけはございませんので、急に皆さんにそういう噂がたって、どうもあの人おかしいぞという話やもし問い合わせがあれば、それは警察さんの方に照会をさせていただくつもりでございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第68号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第68号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、第69号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第69号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第69号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第70号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第

1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2～3点お願いいたします。まず17ページなのですが、「南魚沼市の歌」制定記念事業費なのです。会場費や合唱団等々への支払いというようなこと。そしてまた文化スポーツ公社への委託料というようなことで238万円かかるのですけれども、制定してその発表といいますが、お披露目にしては私の感覚からするとちょっとお金をかけているなというような気がするのですけれども、その辺どの程度のことを考えているのか。例えば合唱団であれば六日町の少年少女合唱団みたいといいますが、正式名称はわかりませんが、そういう方で歌っていただくのであればそんなにその予算もかからないのかなというような気もします。そこら辺の内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

その下に辺地共聴施設整備事業というのがありますが、これは地上デジタルの関係だそうです。山谷と大沢のところだそうですが、これが多分11ページの収入を受けての事業だと思うのですが。ここは共聴施設の改修工事ということですので、共同アンテナか何かのそういうところの改修工事だと思うのです。例えば他にJRとかそういうものによって非常に地上デジタルが聴きづらくなる場所も懸念される場合があるのです。けれどもなかなかJRの方は市の話が行きづらいといいますが、指導が行きづらいところもあるらしいのですが、JR関係への市の取り組みといいますが。公共の電波ですので市も何らかのやはり、全員が平等に電波を受けるような体制を組まなければならないと思うのですけれども、その辺をどういうふうに考えているのかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

もう1点だけ。21ページの地域コミュニティ支援事業。これは緊急雇用の関係で出てくるのですけれども、臨時職員賃金ということで上がっていますが、あえて地域コミュニティ支援事業の臨時賃金ということにした理由といいますが、それなりのやはり地域コミュニティがらみの臨時職員の方を貼り付けて何か事業をお考えなのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務部長 17ページの市の歌の予算が多いというお話でございます。私はもうちょっと細かく説明すればよかったと思うのですが、発表記念式典委託料。スポーツ振興公社に委託するというので、内容はこれは大きなのは会場の使用料が79万3,000円ほどございます。というのは、何でそういうふうにいるのだ、体育館でもできるではないかと。こう言ったら、やはり合唱団はその本番のステージ、音響とかそういうところのステージで何回か練習しないとだめだと。こういうことで会場使用料が79万3,000円。それと合唱団についての少し報酬。やるときのアナウンサーのとか、あと写真代。記念写真等も撮る写真代で約53万5,000円ほど計上しているところでございます。(「合唱団は地元の方でしょう」の声あり)合唱団は地元で採用というかたちでやっております。金額145万円を見ると大きいと思うのですが、そういうことで使用料がなっていると。

それと地上デジタル化改修工事につきましては、まだ市全体としては17カ所あるわけでございます。それで2011年7月に開通しますので、それまでに20年度は予算の関係、補助金関係で2カ所でございますが、あと15カ所残っているということでこの2カ年でやっていかなければいけないというのと、今、言われたように、まだこの共同アンテナの他にJRだとかいろいろな今まで見えていたところが逆に見えなくなる部分もある。そういう部分のことも今後は調査しながら、どうしていくのかということも考えていかなければいけないと思っているのですが、とりあえずはこの2カ所をやっていくということで考えているところでございます。

次の21ページのコミュニティでございまして、これは大和の市民センターが人員がちょっと足りませんので。この大和の市民センターでは地域コミュニティ、大和地区のコミュニティ関係をやっておりますので、そこにそういうところに1名採用するというので、あえてこのコミュニティ事業に入れたというのが現状でございます。以上であります。

寺口友彦君 27ページの教育費。保健体育の施設修繕ですけれどもB&Gのプール。ワイヤーの交換だそうですけれども、確かに鉄骨がむき出しの部分ですね。鉄骨は残して屋根はかけずにワイヤーだけ交換ということでしょうか。

教育次長 このB&Gにつきましては現在ワイヤーだけが残っているわけですけれども、ワイヤーの方もサビが出てきて、プールのところに落ちるとかそういった面もありますので、これを解体するという内容であります。解体した後はしばらく何も無い普通のプールと同じようなかたちで使っていきたいという内容です。

寺口友彦君 屋根融雪のモデル棟として最適な場所ではないかというふうに思ったのですが、そういうような使い方といいますか考えなかつたですか。

教育次長 前に大和さんで作ったときに、雪の関係で一度つぶれたというふうなことがあります。その後また作り直したわけですけれども、やはり今の構造の中ではやはりまた作ったとしても、また大雪とかそういうものがあればつぶれるだろうということの中で、今回解体するわけです。工法によってはもっと頑丈な構造でやればできるというふうに思われますけれども、今のところはそういったことで一応ワイヤーを外した中で当分やっていきたいという内容です。

寺口友彦君 そうすると野外プールというかたちになりますので、夏場だけの利用ということになると思うのですが。位置的なものとか深さの関係からいって、健康事業といますかそれに最適なかたちでありますので、そういう方面での活用とかそういうことは今のところ念頭にないですか。

教育次長 そういった健康事業ということでもた別の視点から考えるということであれば、またそういったかたちで検討されますけれども。今のところワイヤーを外しても、夏の間の1カ月くらいですか。利用者数で約1,600人くらいですが、そういった中でやっていきたいということでありまして、そういったまた健康事業ということになればまた別の視点で考えるというふうなことでもいいかと思えます。

笛木信治君 1点だけお聞きします。27ページ、給食費の値上げです。これは市長の所信表明でもありましたが、材料費、賄材料費ということですが。確かに原油の高騰以来諸物価が上がっています。私は純粹にこれが材料費の値上げであれば値上げもやむを得ないのだろうなという思いはありますが、この対応の早さですね。これは今、上がり始めてこれから今後どう変化していくか。どこで高止まりになるのか、あるいはもっと上がっていくのかというのがいろいろあると思うのです。まだあれです、マヨネーズが上がったのがついこの間ですから。すぐ値上げ案を出すというあたりがいかにも。そのことを私は別に責めるわけではないのですけれども、もう少しきちんと見極めてやるべきだと思います。それから今後もし、どんどんこれが上がっていく場合には、さらに引き上げていくということなのでしょう。そこをひとつ。

教育次長 給食費につきましては全く原材料費とイコールでありまして、そういったことで原材料費が上がっておりますので、それをこのままに据え置くということになりますと、どうするかと言えば質を下げると。あるいは量を少なくすると。そういうふうにならざるを得ないわけです。そういうわけにはいきませんので、できれば4月から上げた方が事務的には本当はすっきりするわけでしたけれども、1カ月、4月になればまたいろいろ物価の動向もあるということで、様子を見まして4月を1カ月間様子を見まして、どの程度見ればよいかといったかたちを持ちまして今回6月補正に上げたという内容であります。

物価がこれからどうなるかというのはもちろんわからない面があるわけですが、大体4月、1カ月をやった中で今回の値上げの中で今後もやっていけるだろうと、そういうふうな見通しでやっております。

阿部久夫君 2点お聞きいたします。1点は19ページの自殺予防対策事業でございます。先ほど総務部長の説明がなかったですので、こういった対策事業というものは。最近自殺は日本全国でも非常に大変な問題になっておりますので、市長はどのような対策事業をやるのかお聞きいたします。

それともう1点ですが、21ページの地域コミュニティの先ほど質問がありました。このとき総務部長は大和地域は少ないということであるというような。これはあれですか、よその地域六日町、塩沢地域はこれはもう間に合っているというか、対応がなされていて大和地域が少ないと。専門でしているのですか。こちら辺、私も地域の事業といってもなかなかこういった、よくやはり専門家がいれば本当は一番便利なのだけでも。そこについても少しお願いいたします。

福祉保健部長 自殺予防対策事業費ですが、これにつきましては平成20年度の当初予算に新規事業として新しくのったものでございます。これは平成20年、21年、22年ということで3カ年事業で県の補助金をいただいて取組みをやろうと、こういってございます。新潟県の全国的な自殺率が高い。その中でも南魚沼市は県内でも4番目と。こういう自殺率も高いということ踏まえまして、当初予算のときも話したのですが、20年度はハイリスク者の実態把握、相談体制の強化。こういって当初予算としまして24万

6,000円ほどの事業費を組みまして、その事業費では何かちょっと足りないということで、県と調整をしまして今回の補正予算で7万3,000円ですけれども追加補正をさせていただくと、そういうことでございます。補助事業で3カ年の計画の中でやっていくと、そういう事業でございます。

総務部長 コミュニティの関係でございます。あまり聞かれるとどんどん本当のことを言わなければならないのであれですが。大和の方は4月からすでに人間が足りなくて、いろいろな補助事業、緊急雇用とかそういうので充てていきたいということで、もしこれが緊急雇用の追加がなければ一般財源でやっている。こういうものでございまして、たまたま大和の足りない分は大和の地域は、その地域コミュニティの担当、塩沢でも当然担当しています。だから塩沢の方も十分とは言えませんが、とりあえずやれるというところで大和に1名臨時職員を配置すると、こういうことでございますので、その辺のところご理解をお願いしたいと思っています。要するに人数がもう、一般のものを使うか、このコミュニティを使うかというところで名前をそういうふうにさせていただいたということですので、よろしくお願ひします。

阿部久夫君 わかりました。ではもう1点だけ。先ほどの自殺予防でございますが。私は以前質問をさせていただきました。そうしたらいろいろな学識の人を集めて検討するというような話でしたけれども、その後どのような対策をなされているのか。我々にはちょっとわからないのですが、やはり市民の皆さん方にも非常にそういった自殺予防に対しては、以前塩沢の公民館でも先生が来て講師をされて話がなされたことがあります。やはり一番のやはり関心、大変な問題になっている中で、ただこの予算がありました。上がりまして、その中では支援が上がって、対策やっているというのだがどんなことをやっているのかというのが一般の方の意見でございます。そういったものを周知徹底してわかりやすくまた予防。本当に予防対策するのだったらするよう、市民にわかるようにやはりしていただきたい、そういうふうに思っています。もう一度お願いいたします。

福祉保健部長 これも3カ年事業という話をしましたし、その3カ年事業初年度ということでもあります。平成20年度は今どういうことをするかということですが、まず市報等で自殺の現状の広報といいますか、これを南魚沼市の自殺の現状というのはこういうことですよ、新潟県もこうですよと、そういう広報をしたいと思っていますし、さらにリーフレットの作成をやりたいと思っています。さらには関係機関が速やかに連携できればシステムづくり、これについてもやりたいと思っています。つまり保健、医療、福祉関係が関係すると思うのですが、その辺のネットワークづくり。

それから後は何ていいますか、自殺、死亡した原因といいますかどういふことでもって亡くなったのかそういうやはり実態の把握等もやるつもりです。さらにはあとは相談等の対応のスタッフのトレーニングといいますか、研修等についても行いたいと思っています。あとは専門の相談会の開設。これも専門医による体制づくりということなのではございますけれども、その辺につきまして今、福祉、医療、保健ということで関係者が会等を重ねながら。

当然初めての事業ですのでこうやればよいというふうなあれがなかなかありませんけれども、一応県を通していろいろのやはり県は、こういうふうなことでどうですか、ということ指導がきています。県の指導等を参考にしながらまず実態の把握等について行いながらバックアップ体制づくりをやります。

さらに本当に皆さん南魚沼市が県内でどれほどの 4 番目と言いましたけれども、新潟県自体が全国でも高い方ですし、その中でさらに南魚沼市が4番目ということでそういう実態につきましても、市民の皆さんからやはり理解、そういう情報の開示がやはり必要だろうと、そういうふうには思っています。もう少し目に見えるかたちになるまでには時間がかかりますけれども、よろしく願いいたします。

宮田俊之君 19ページで1点お聞かせください。同じ緊急雇用の事業ですので、この3番目。国体推進事業につきまして、これも手を挙げられたら当てはまったということだと思わないのですけれども。このことによって現在、県の方では選手の分宿であったり、弁当、バスの輸送の手配等々、一括発注で手配等々をやるようとしているわけです。けれども、この部分でせっかくのこの緊急雇用とか創出、あとこの雇用の確保という部分ですので、本市にとってどの程度の改善が見込めるのか。この辺また報告もあるわけでしょうから、その見込みについてお尋ねします。

関連して市長の方に、県の方では今この国体の大会運営のためのボランティアを中学生以上も含めて一生懸命募集しております。市の方の職員に向かってどんなふうな啓蒙活動といえますかを行っているのか。市長の立場ではこういったことはあまり言えないのかもしれないのですけれども、やはりそのときの応援の職員、充てる職員ではなくて自発的なボランティアの募集にもものっていくべきではないかというふうには思うのですけれども、この点の呼びかけについても2点お尋ねします。

市長 この国体関連のボランティアにつきましては、市の職員はもうほぼ総動員というかたちが出てくると思うのです。そこで市政懇談会等ですべて市民の皆さんにもお願いしてきました。国体準備室の方でボランティアの協力についても市民の皆さんにお願い申し上げてきましたし、これからまだどんどんと啓蒙していきながら大勢のボランティアの皆さん方から参加を願おうと思っております。

特に自転車競技の方は大変なことだそうでありますので、その辺も国体準備室とよく連携をとりながら抜かりなくやっていかなければならないと思っております。市の職員はボランティアを募る募らないではなくて、相当もう出なければならぬという状況になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。前段の方は社会教育課長か。お願いします。

社会教育課長 国体の方ですけれども、今年はリハーサル大会ということで、特にロードレースの方です。37キロのところを警備をするということで、非常に職員の方からも当然大勢の方から協力をしていただかなければできないところなのですけれども、いずれにしてもちょっと職員を全部配置してもなかなか足りないというような状況です。テニス大会も当然都市対抗等もあるわけですので、それについても職員から協力をしていただいたり、

そこの不足する部分について緊急雇用の方で対応したいという考えです。

宮田俊之君 私の聞き方が悪かったのか、せっかくこの地域にそういう選手の方が来られてその分宿であったりバスの手配であったり、当地にどのくらいのプラスの影響をこの緊急雇用の創出にあたっていい見込みがあるのかということをお尋ねしたのであります。その点についてプラスの部分について答弁をいただきたいのと。

追加で話しますけれども、大手の県からの受注を受けた会社というのは当市にとっても影響が大きい大手旅行代理店だと思えます。せっかくのつてがあるわけですから、なんとかこの地域で地元をしっかりお金がたくさん落ちるように改善をするべきだと私は思いますので、その点について1点お伺いをいたします。

市長には今、ボランティアの方を伺ったのですけれども、職員の方が出るときにはおそらく代休扱いになるのかなという気はしているのですけれども、そうではなくて代休ではなくて個人的に休日を使ったようなボランティアという意味で、そういったものはどうなのかということだったのですが、それも含めてちょっと教えてください。

市長 結局、平日に例えば職を休んでボランティアで参画するという方もいらっしゃいましょうし、そうでなくて、職務上出なければならないという方もいます。職務上出る方は平日であれば別にそのまま結構ですけれども、土日は極力振替対応をしてもらいたいということをしてあるわけです。

ただ、その職員の中でこれからまだどういうふうに統一するかというのをごは決めてございませんが、今年から防災訓練等についても、これはもうやはり全て勤務扱いにしないと、いざ事故があったとき、災害があったときに非常に困るということで、防災訓練についてもそういう扱いをしなければならない方向になっております。土曜・日曜の勤務体制については純粹にボランティアで私が出るよという人と、勤務的な扱いで出る人とに別れると思えます。極力そのボランティアの方に期待をしているわけでありまして、そんな状況であります。

産業振興部長 緊急雇用の方の説明をさせていただきます。細かいどうかたちでその方を使うかというのは別にしまして、この緊急雇用というのは例の観光事業と違まして経済効果が求められない。要は人を採用したかしないか、この部分でございますので効果は出てこないという。要は被災をしたらろうと思われる方を、雇用して職を見つけてやればいいという部分でございますので、ちょっと勘違いをなさらないようお願いしたいのですが。

関 昭夫君 1点お願いします。27ページ、一番上、社会教育補助負担金事業ですが。議員歳費からここで復活するということですが、補助事業として19年度までこのCAPについて事業が行われてきたという中でその評価について教育長からお伺いをしたいと思えます。

教育長 このCAPにつきましては、社会性といえますか、他の人との人間関係をもう1回考えなおすとか、そういったところで非常に大きな成果を上げてきたとこのように考えております。ただ、残念ながら今まで取り組んでいなかったという学校もあつたりいた

しまして、去年ようやく始めてみた。そうしたら今年は文科省の方の都合で事業が縮小される、あるいは廃止される。こういうふうな状況でありまして、今回このようなかたちで予算の増額補正をいただけることは大変ありがたいことだと、このように考えております。

ただ、これも非常に素晴らしいということは間違いないのでありますが、年に1回という、これを来ていただいてやるというだけではやはり心もとないなということでありまして。先ほど、昨日でようやく1順しましたが、特色ある学校づくりの事業の中、校長との面談の中である校長は、教職員にこういう技法といいますか観点での指導法、こういったものを習熟させることによって校内で継続的に子どもたちの指導ができるようにしたいと、このように述べておりました。今後ともCAPの手法には大いに期待をしていきたいと、このように考えております。

関 昭夫君 効果があると、またこういう手法に期待したいというお話でした。市は補助金がなくなった、国の都合だということで実際に新年度予算の中からは削除されている。たまたま要望があった中で議会としてその評価を聞いていない中で、これを取り入れてもいいのではないかとということで多分代表者会議でまとまって今回こういう話になっていると思っています。

実際本当に必要であったり、あるいは今の答弁の中にありましたように、先生方の教師の資質向上の部分で生かして費用をかけなくても継続的なことが可能だとすれば、そういう評価であるとすれば、本来市が20年度予算で国の補助金、あるいは県の云々ではなく必要な措置をとるべきだったのではないかなという気がしています。

いろいろな経緯の中でこれは優先度が低いから削ったのだという表現であれば、次年度以降どうしようかなということにも議会としても考えていかななくてはならないのだろうと思っています。たまたま20年度はこれでという話になっていますけれども、ずっとこれがあてになる、我々の歳費の部分をあてにして事業が進んでいくというような話では決してないと思っていますので、その辺も踏まえて今後どういうふうにしていくのか。この1年間で有効に活用していただくのは大いにありがたい話だと思います。それが先ほど言われたみたいなかたちで継続につながるものであれば大いにありがたいと思いますし、我々の報酬のカットも有意義な活用であろうと思っていますが、そこを踏まえてもう1回お願いしたいと思えます。

市長 後ほどまた教育長はその効果面とかそういう面でお答えいたしますが、予算関係の中ですのでちょっとお話し申し上げますけれども。教育関係、あるいは福祉関係、これらに非常に多いわけですが、事業を始める、補助を出す、市町村もやりなさい。我々も補助がついて、いい事業であればやれるということで始めるわけです。そうしますと3年とかあるいは5年とか、ひどいのは1年でまた終わったりとか、そういうものが無数にあるわけです。そこで私たちは今財政再建ということも健全化ということも含めまして、原則、補助事業に該当していたものが補助該当でなくなったときには一度、一回全部もがしてもらおうと。ただ、どうしてもこれをやらなければもう市の教育も例えば回らないとか、ある

いは福祉が回らないとか、そういう部分については子育て支援的な部分もありますけれども、そういうことでやっていくのですけれども。非常にこういう面で私たちも当惑しているのです。事業を始めてみた。もう終わった。そういうものが非常にありまして、一応原則として補助対象事業については計上しますけれども、補助対象から外れるものについては一応原則予算から削除させていただこうと、そういうことで予算査定をさせていただきました。

そしてこれは議会の皆さん方の方にどういうお話がいったのか私はわかりません。ただ、議会の方から議員の皆さん方の報酬カット分についてこの事業を該当させて、という話があったということで6月補正に上がってきたわけでありまして。去年は遊具だったと思うのです。この事業も本当に皆さん方からそうしていただけるのは非常にありがたいことではありますが、では来年から、今おっしゃったように議員の報酬みなカットというのは一応終わるわけですね、予定とすると今年度で。では来年どうするのだと、またこういう問題も出るということでもあります。ただ、今年やっていただくことはそれは非常にありがたいと思うわけですが、そういう非常にジレンマを抱えているという状況であります。その後のことは教育長から。

教 育 長 私どもが市独自でやってまいりました特色ある学校づくり事業。こういう中でも学校によってはこのCAPというふうなことをやってきた学校もあります。そんなわけでこの特色ある学校づくりの事業の内容の洗いなおしと、それからこのCAPの事業の組み立てをもう一回見直しまして、本当にこのCAPが一番必要な学校だったらこれを先に対応できるように、そういった観点でもう一回見直しをしてみたいと思います。

遠山 力君 それでは17ページの「天地人」プロジェクトについてお伺いいたします。看板を16カ所と12カ所やっていただいて、案内については飛躍的によくなると思って期待しております。ただ、それから現場に行ってみまして、スキー場のところに遊歩道を作ってくれる。それから3月のとき私が一般質問しましたように、下から見ても上から見ても景観がよくなるようにという案に対して私は相談を受けまして、ではどうしたらいいのだということで、林の間伐とか枝おろしとか、そういうような話もいたしました。

ですから当然それは当初予算には載っていないと思います。3月議会で私が言ったことですので。この補正に載るのかなと思ったら載っていません。看板はもちろんありがたいのですが。ついこの間、坂戸城の上の方を全部きれいにしてもらいました。もう見違えるように景観もよくなりましたし、見晴らしもよくなっております。だけれども今現在お客さんが来ているのです。そうしたら下の方の景観というのは、この補正予算に盛ってそして執行していかなければならないと私は思うのです。まさに「時は今だ」と思うのですが、いかがでしょうか。

天地人推進事務局長 お答えいたします。坂戸城のあそこは当然文化財施設になっているということでございまして、いろいろな雑木の整備といえますか刈り払いというような分についてはいろいろ制約ある部分でございまして。このたびいろいろとその中で整備ができたのは、緊急雇用のなかの登山道整備事業。それを活用した中でその人たちを派遣しまして坂

戸城のみならず樺沢それから浦沢城、それぞれ登山道整備を有効的に活用させていただいているところでございます。

教育次長　　今ほどの遠山議員さんが言われました伐採ですよね。林の屋敷跡の木の伐採の件につきましては、当初予算で草刈等という中で「天地人」の予算の中で300万円盛っております。その予算の中で実行したいというふうに思っております。そういうことで相談にも行ったかと思いますが、またそういうことで進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

遠山 力君　　それはそれでいいのですけれども、では「時は今だ」と私が言ったのは、いつしてくれるのか。

社会教育課長　　看板の整備も史跡のところの看板の整備なのですが、それも今申請等の関係もありますので、建設整備委員会を開きましてそちらの方の了解をとりながら看板の整備。あるいは伐採については浦沢城、それから樺沢城の方を優先しまして、坂戸城跡の方につきましては今これからやっているところでございます。この前の日曜日もだいぶやっていたようですので、だいぶまた進んでいるかと思ひます。

遠山 力君　　坂戸城と樺沢城と浦沢城をしたのは私も知っております。そして坂戸城のてっぺんはこの間行ってきました。実際見ております。確かに素晴らしいと思ひます。だけれども私が言ひましたのは、あんなところへ行くのはマニアしか行かないのです。だからこれから私たちがしなければならぬのは、下の方をいかに見栄えをよくするかということで、それを私が3月の一般質問をしたのです。そのときいい返事をもらったのです。だから私にしてくれるものだろうなと思ひていたのですが、昨日おととい現在まだしてありません。そこで伺ったのです。

産業振興部長　　ちょっと私の答弁では不足だかもしれませんが、おっしゃるとおりでございます。要はあのでかい杉が転んだり、格好が悪くなってよろったりというのがいっぱいあるのです。私はあれはやはり片付けたいと、こう思っているわけです。今回も緊急雇用の関係が、去年の600万円から900万円に上げてありますので、その中でやれるということでこの間ちょっと指示をしたのですが、公有地というか私ども市が持っている土地の部分は、自分たちが勝手に手をつけられるのですが、あの木は民地でございます。地主さんの了解をとらないと倒木であっても片付けられないというのがわかりまして、それはすぐ関係者の方と連絡をとって指示をするようにというふうにしてございます。今度は社会教育の方と私どもの方で連絡をとりますので、「時は今」と言ひましたが、すぐできるようにしますので、ご勘弁いただきたいと思ひます。

議　　長　　あと質問者何人いるのですか。
ここで休憩をいたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

(午後2時57分)

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長 平成20年度 南魚沼市一般会計補正予算（第1号）の質疑を続行いたします。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。19ページの学童保育対策事業費ということでお聞きをいたします。説明の中では六日町クラブの冷房とかという話であったわけですが、冷房だけだと480万円というのはなかなか大きいなというふうに思っています。現状は非常の混雑をしているという話を聞いていますので、あそこはプレハブで対応していると思いますけれども、その辺のことも含めての事業費なのか。その辺もう少し詳しくお願いいたします。

福祉保健部長 まず480万円の補正予算の中身から申し上げますと、これは中古品のプレハブ、これは3棟といいますか3棟をつなげるのですけれども、その部分のお金が420万円です。さらに冷房設備これが50万円です。あとは関連の内部の改装費用、これが10万円ということで、合計で480万円とこういうことになります。

現状ですけれども、今のプレハブの面積からいいますと、40人を想定した床面積ということになっています。1人当たり1.65平米、畳1枚分が一人ということでもって、40人分の面積しかないわけです。現状からいいますと56人の児童があそこに来ているということで、これをさらに70人分までの拡張をしたいと、そういうことになっています。

なぜ70人かと申しますと、71人以上になった場合は大規模クラブということで分割をされるのです。70人を超えてそれを運営すると補助金がありませんと、こういうことになりますので、70人分まで今回の補正で施設を拡充していきたい。そういうことで予定しています。以上です。

笠原喜一郎君 では冷房よりもプレハブの方が。

福祉保健部長 420万円と50万円と10万円ということですよ。

松原良道君 ちょっと説明がおかしいのではないですか。どうも執行部の説明を聞いてみると、ねつくすれば質問も出るくらいないけれども、あまり粗相にするから質問が出る。今の質問などちゃんと説明していればしなくていいようなことだと私は思うのですけれども、ちょっと端折り過ぎではないですか、執行部の人たちは。端折れば早く終わるかと思えば全然早く終わらない。ちょっと説明の仕方が的を射ていないような気がしてどうしようもないのですが。だから時間がかかる。

もうちょっと説明をきちんと要点を。そんなに議員の人たちだって朝から晩まで手を挙げて聞いていられない。本当に。時間がかかって困る。時間がかかるということは説明の要点が悪いからそうなる。今の質問など全く聞く必要がない質問ですよ。今みたいな説明があれば。ちょっと端折り過ぎではないですか。

議長 総務部長、答弁をお願いします。

（「答弁はいらない。時間がもったいない」の声あり）

和田英夫君 27ページの給食費の問題で、あともう1点伺います。この給食費は予算書を見ると賄材料費が、今回の補正をすると大体3億6,800万円ほどかかっているわけで

す。そこで前にも伺ったことがあるのですが、あまり明快な答弁がなかったのか、今度は準備ができていると思うのです。給食の残り物。これは例えば旧大和町時代はちょっと調べて、残念ながらほどほどにあるなという認識があるわけです。おそらく調査されていると思いますが、過去3年間くらいで大体給食で残される量が全体のパーセント的にはどのくらいになって、大体どのくらいの増減。大体変わらないのか減ってきているのか、増えているのか。この辺をつかんでいると思いますので答弁をお願いします。

それから先ほどの総務文教委員長の報告の中で、いじめ・不登校の関係でここに家庭崩壊状況にある家庭と、これは資料には出ているわけでありまして。これはなかなか学校の先生はそれはわからないとこういう言い方をしてそのとおりだと思いたしますが。そこで育成センターの組織・業務一覧の中で新しい組織になって、例えば親の、いわゆる家庭状況の指導はこの組織業務表からすると青少年育成センターは真ん中の社会教育課のところにあるのかなという気がするのです。もちろんなかなか学校の先生に親の指導までできないわけでありまして。

いろいろいじめ不登校の議論をすると、どうも子どももそうだが家庭だということが、皆さん衆目一致するところでありまして。この辺をどういうふうにひとつ行政としていじめ・不登校をなるべく少なくするためにはまず家庭だという一面から考えたときには、このいわゆる青少年育成センター、これは教育長、教育次長、そうすれば社会教育課ということで、なるほど健全育成事業というのがここにあるわけですから、この辺に当てはまるのかなという気がするわけでありまして。なかなか社会教育課も「天地人」の関係で忙しいようでありまして、さりとてこういう問題もおそらく考えておられるのかなという気がします。対応についてお考えをお聞かせください。

教 育 長 親の教育はどこが担当するのかということだと思いたしますので、これだけ私の方から答弁をさせていただきます。本当にこれは難しいところでありまして。おそらく模範的な答弁をさせてもらえば、学校であればPTA。PTAの組織を通じてそのPTAの構成員である一人一人の保護者に対して何らかのアクションを続けることによって、親の意識を変えていくと、こういうことになるのだと思いた。

ただ、現実の問題といたしますと、こういったことが必要な保護者という方は学校の単位組合のPTAの研修会があってもなかなか来ていただけない。かといって今お話にも出ましたが、学級担任がそこにそういう観点から話をもっていきますと、これは親と教員の信頼関係を一気に損なう。では社会教育ということでありまして、あるいは教育長でありまして教育委員であってもそうなのですが、あなたの子どもの育て方はおかしいのではないかというのは、なかなかこれが思っても口に出せません。

そこで最初の話に戻りますが、すぐ即効性はありませんけれども、学校のおたより、あるいは学級のたより、PTAの行事、そういったことを通じて、学校はこういうふうを考えている、教育長はこんなことを言っているというふうなことを辛抱強く発信していくしかないのかなと、このように思っております。

強いて言えば家庭教育は社会教育の分野ということになりますが、これもそれぞれ勉強会

を催してそこに参加していただくというふうなことでもないと、親の意識を変えるというのは非常に難しいというのが実態だと思っております。以上です。

教育次長　　今ほどの給食の残りものという意味ですけれども、要は食べ残しという意味でよろしいですか。（「そうです」の声あり）食べ残しにつきましては大体そんなに毎年変わっておりませんが、六日町のセンターで1日100キログラム、大和の給食センターで1日40キログラムくらいが残飯として残っているというふうなデータがあります。それでよろしいでしょうか。

和田英夫君　　では、はじめに教育長の方の答弁の関係でありますけれども。今の答弁ですと、いわゆるこの育成センターの組織、業務のなかからすれば教育支援センターの方でやる。つまり学校教育課の守備範囲だという答弁を今されたようですが。そうするとこれは大事なところで、難しいということは私もわかっているのですが、せっかく青少年育成センターの中にはそういう教育相談員なりボランティアの方、そういう相談体制ができています。

したがって今ほどの教育長が言ったように、PTAの皆さんにいろいろなPTAだよりなり学校だよりで親にひとつそういう呼びかけをします。これもひとつだと思いますけれども、せっかく今年から三つの業務体制に分けて効率的にやろうという中には、私はこの社会教育課のなかのこの健全育成事業というものがあるわけですから。もちろんそれはそれぞれの課を超えた社会教育課、学校教育課それぞれ連携をしてそういうことはそれでいいわけですが、ただ、今までのような文書なり印刷物を流す程度でいいのか。非常に昨今の凶悪な事件を見ているに家庭というようなことが出てきているわけですから。もうちょっと力を入れていただきたいわけでありませう。

今ほどのこの予算の中でも教育委員会費の中で、これは性質が違うかと思いますが、子どもと親の相談、調査研究費を減額して。これは全く違うところだと思いますけれども、ちょっとそういう意味ではもう少し親に対してはではどういうふうに関りをもつかということについて、やはり力を入れるべきだというふうに思います。考え方を伺いをしたいわけでありませう。

それから100キロだ40キロだと、それはそれでその数字がどうこうということではありませんが、今改めて言うまでもなく、財政健全化といって非常に限りあるお金を有効に使わなければならないときに、しかもここで給食費を上げるときに、では食べ残しは実はかくかくしかじかだと。しかし、これもひとつ給食センターなりいろいろな方法で食べ残しを減らしながら、十分に食べていただきながらひとつ給食費をお願いすると、これでなければなかなか私は説得力がないと思うのです。

私は前にもちょっと指摘したわけですが、つまり自校方式の特徴はわかっている。だから自校は意図はいいのです。したがって残るものはほとんどないのだと。それだけの資料が出されればそういうふうにもうなずくわけですが。しかも各センター方式も、やはりずっと営々として給食事業をやっているわけですからどのくらい毎年度残るか。このくらいの

資料がないというわけではないのです。

私は大和町時代ちょっと計算したら総額で、人件費から一切を加算すると900万円年間にいわゆるあの当時はエコプラントで焼却していたという数字もあるわけですから。人件費から建物から一切の計算をすると。そこまでやはり厳しくやはり担当は計算しながら見極めながらこの給食事業部をやっていたかかないと、3億6,800万円の材料費から、いや100キロだから少ないからいいのだというようなことでは片付けられないと思います。ちょっと今日はいいですから、後できちんとしたひとつ残量を調べてひとつ提出を願います。議長をお願いします。

教 育 長 家庭教育の方につきましては、分ければ社会教育のラインでいこう。つまり健全育成センター、青少年育成の方でもつべきだろう、このように思います。それで以前、ほかの議員の方からの質問に対しても答弁した部分がありますが、これは研究してみたいというふうな答弁で終わったわけでありまして、よそで、例えば長岡市ではじめておりますし、三条市もはじめたかに聞いておりますが、子育て支援と教育委員会の関係ですね、この辺の分掌の整理をすること等によりまして、場合によっては必要になってくるか、こんなふうに思っているところであります。

とにかく子育て、「おぎゃー」といって生まれてから一定の年齢に達するまでの間の子育て、あるいはまたその子どもを育てている親との接点を一貫して教育委員会が持ち続けるというふうなことが、こういった問題に対する対応の方策のひとつになるのかなと、こんなふうに思っておるところであります。

そして給食の残量であります。これもまさにご指摘のとおりであります。食べてもらえないものを相変わらず同じように作って学校に届けて、そしてそれがまた同じような量が返ってくるということの繰り返しであっては、やはりこれはいけないと思います。過去のデータももう1回洗いなおしたり、あるいはまた子どもたち あるいはかといって子どもたちに好むものばかりを提供するというわけにもまいりませんが、出すからにはきちんと食べてもらうように。そしてまた給食の指導についても、もう1回点検をするというふうなことで、総合的にせっきく材料費を集めて、そして税金から光熱費を支払い、給料を払いして提供する給食でありますから、少しでも無駄になるものが減るように、そのように努めてまいりたいと思います。

種村充夫君 給食の残量の関係であります。実は去年の11月頃ですか、地域の方から連絡がありまして、給食をもう少し量を増やしてもらえないかと。とてもうちの子どもは晩方腹を減らして困るのだということなのです。今、中学生なのですが、聞いてみましたらやはり全部食缶の中がからからになってしまって、食べようと思ってもなくなるのだというような話をしていました。ただ、残さないことばかりを考えるのではなくて、どうしたら皆が食べてくれるのかというのをやはり考えるべきだと思います。ここで値上げをするのなら今度は、「うちの子はご飯が足らなくてだめだ」なんていうことのないように、少しくらい残ってもやはりいっぱい食べさせるというのが私はいいと思います。

教 育 長　　そういったことも給食指導の中で、あるいは各クラスごとに食缶を分けていく。あるいは食缶の中の盛り具合とか、そういったことも実態が反映できるようなそういった工夫をしてみたいとこのように思います。

腰越 晃君　　今ほどの副議長、21番議員に関連して質問させていただきますが、あとは予算的には5款労務費の関連でございます。被災地緊急雇用創出事業費、これに関連して質問させていただきます。青少年健全育成センター、特に教育相談関係の方の人員の状況といますか、非常にマンパワーが足りないという話を我々は調査の中で伺ってきている。また、実際それに担当しておられる先生方、先生OBの方々からも話を伺ってきております。

やはりちょっと市はまだ手薄だなと。これはずっとここ何年か私はこの場でも、委員会の場でも申し上げているわけなのですが。そういう中でやはり切羽詰まっているところに本当はこういう緊急雇用創出は向けていくべきではないかなと。そのような考えをもっていましたし、多分昨年くらいまでそうした動きがあったのではないかな。そういう育成センターの方にこの予算を振り向けていった動きもあったのではないかなというようにとらえておりますが、今回については全くない。市の方の優先的な判断のなかから、ここに盛られるような事業について臨時職員の人件費としての対応を決められたというように思っております。そうしたところ、これを決めるにあたった優先度の考え方について1点お伺いしたい。

それから今ほど教育長の答弁にありました、子育て支援課、教育委員会、これらがやはり子育て、教育については総合的に見ていくべきではないかという、そういった考えが示されました。これは長岡市においてはそういった考え方で、組織等もある程度統合されているというように見て考えておりますけれども、もう少し具体的に、今後どのようにこれについて進めていこうとお考えなのか。いつまでにはどうしたことについて検討して結論を出していきたいと。具体的なものがあればせっかくそういった質問も出ましたし、ここで伺いをしたいというように考えます。

特に保育園、それから小学校、中学校。それからそれぞれの家庭も含めた、やはり情報収集というのがまず大事なのではないか。それからこれは個人情報とも絡みますけれども、そういった情報を収集する中でやはり保育園、小学校、中学校というものが共有しながら、やはり一人一人の子どもたちに対応していくことが必要なのではないかなというように認識しておるのです。そうした考えも含めて、今後考えておられることをちょっとお伺いしたいと思います。

教 育 長　　ちょっと声が悪くてすみません。教育相談員は確かにまだまだ手薄だと思います。これから充実に向けて一生懸命努めていかなければいけないなと、こんなふうに思っているところであります。今後ともご支援をお願いしたいと思っております。

今回この事業の優先度というふうなお尋ねがありました。このことと今、今回はこの労働費に載せてある事業との優先度を比較したというふうなことはございません。教育相談員をどうやってもう少し充実させようか、あるいは、はっきり言えば人数を確保するか、あるいは勤務条件を働きやすいようにできるか、そういったふうなことをこれから研究してまい

りたいと思っております。

そして先ほど子育ての教育委員会で一括、ずっと一定の年齢までというふうなその考え方について若干補足をさせていただきますと、今も子育て支援課と学校教育課の接続がかなりうまくいっていると思っております。例えば保育園で在園者でいろいろな個人的な特質がある、そういった方々の学校教育との情報の引継ぎというふうなことはかなりうまくいっていると思います。あるいは虐待ですとかそういったことが起きたときの対応についても、私どもの教育委員会と市の子育て支援課は円滑にしているなど、こう思って見ております。

ただ、弱いところは先ほど和田議員のご質問に対しても答弁にならなかったわけでありませんが、親御さんとの接点が今の組織ではなかなか持てない。例えば子どもが小学校にあがる、あるいは中学生になるくらいになりますと、親もなんとなくうちの子はこんなもんだみたいなところまでできてしまっておりまして、柔軟な相談というふうなことがやりにくい。むしろ保育園に入ってくる、あるいは入る直前くらいの段階ですと、他の子どもさんと比べて親はやはり一番気になっているときですから、うちの子はちょっと発達が遅いのではないかと、ちょっといろいろな気になるところが親の方から相談がもらえるような気がするのです。

ですので、そういったことを考えますと、子育てと教育の一貫した、何ていいますか見取りといいますか、そういったことは非常に有効なのではないかなと、こういう気がしております。

具体的にいつ頃までにそういった検討するかということではありますが、これは教育委員会の組織だけで留まりませんので、市長部局との組織のあり方についてですから、おいおいと検討していきたいと思っております。少なくとも来年は国体を成功させなければならない年でありますので、その後くらいにはなるべく早めに方向性を提案できれば嬉しいなど、このように思っているところであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第70号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第70号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22、第71号議案 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車4台)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

山田 勝君 このこと自体については何ら異論はないのですが、ただ中の装備関係です。前にも伺ったことがあるかと思えます。現状、常設消防の方は50ミリというホースで運用しております。そして前回伺ったときには消防団はなぜずっと65ミリなのだということで前消防長に伺ったわけなのですが、その後検討されたのか。もし65ミリでなければならぬとすれば、その理由。消防団員の定員の充足率は不足しております。ということはそのまま高齢化も考えられるわけでありまして、非常に労力的に65ミリと50ミリでは負担が違います。動きやすさも違います。ということは災害になりにくいという点が重々にあると思えます。その辺加味しながらご答弁をお願いします。

消防長 議員にお答え申し上げたいと思っています。今も相変わらず65ミリのホースということであります。常備は発足から15～16年目くらいから50ミリを使っております。団の非常備の方は相変わらず65ミリということであります。私ども火災現場は、いわゆる消防力の3要素が人員、機械、水であります。人員は消防隊、機械はポンプ車あるいは小型ポンプ、水は水利であります。人員がいよいよ機械があろうが、水がなければ火は消えません。

そして消防の本来の考え方ですが、やはり外部からの大量放水を本来基本としております。外部からの大量放水、やはり口径が大きくて太い、圧を上げれば遠くまで飛ぶ。あるいは放水量がどうしても欲しいときは65ミリ以外はありません。それとやはり常備がなぜ50ミリに切り替えたかということなのですが、私どもは水損防止の絡みもあります。私どもの常備が今年で39年目に入りましたが、今は水をなるべく使わないで、その方針で使っております。なるべく外部からの放水を止めさせながら、常備が屋内進入しながら最後の終局の消火活動をやるということなのです。

私どもにはどうしてもやはり装備が必要です。防火衣もあります。空気ボンベもございます。中に入る装備もありますが、団に全部やはり装備させるにはその防火衣の整備から全部必要であります。放水量のどうしても欲しい火事現場が非常にあります。この月曜日に発生した場合も大変な大量放水量が必要でありました。あのとき団が50ミリのホースを使っていればどうなったかなということなのですが、まだ1時間か2時間、やはり消火活動が長引いているだろうと、こういうふうに思っています。

それと国の考え方ですが、今でもポンプ操法競技会というのがあります。ひとつの消防団が士気の高揚のために、やはり基本の放水をするまでのひとつの操作技術ですが、それを競う大会が全国大会までございます。これがあくまでもやはり65ミリを基本としているポンプ操法競技会であります。

できるのであれば、私は移動する、あるいは無理なく高齢化に対応するにはもちろん50ミリの方が相応しいというふうに考えていますが、やはり団にはやはり65ミリを使う方が私はベストだというふうに考えています。

それと私どもの管内は大変台数が多くて、ポンプ車が旧塩沢、六日町、大和入れまして11台あります。普通積載車が28台。軽積載が39台。その他小型動力が110台ございます。これを全部入れ替えますと　もちろんポンプ車15本は貸与してございます。普通積が10本、それから軽積と小型が7本ずつ部の方に貸与してあります。それを全部とりあえず入れ替えということにした場合、約4,200万円ほどかかります。

この部には今10本のところ5本だけ貸与しましょうということになると、やはり常備でもややもすると間違うようなホースの現場活動のやり方です。団ができないということではないのですが、間違うおそれがあるということ等々を考えたならば、この予算4,000万円を一度に投入する、これは大変難しいお話ですし、できれば今の現状の体制のままもう少し日本国内の様子等を見ながら検討した方がいいかなと、そんな気がしております。以上でございます。

山田 勝君　確かに一度にという予算、それから水量が欲しいという場面もあるでしょう。それは当然考えられます。ただ、実際にでは常設の方に65ミリのホースを持った場合と50ミリを使った場合の負担感。非常にたかだか15ミリとはいえ断面積にするとすごい違いがあります。ということはその水の勢い、それを保持する労力とするとものすごい違いがあるというのはわかると思います。それを試験的にもやってみないで、ただただ、というのも私はおかしなものかなと思いますし。

そして費用については65、50のアダプターはいくらでもあります。ですので、それを用意さえすればそれほど、順次やっていけばいいことであって、一気にやれという意味ではないです。せっかくこういう新設の際であれば50ミリをやってみるとか。それも非常にいいものが残るのではないかな。全国に先駆けてやるということも必要ではないかなと思っております。もう一度お考えを伺いたいと思います。

消 防 長　常備は泊まりが今、本部の方で14名体制、湯沢で8名体制、大和では6名体制です。泊まりの人数ですが、本部の方は14名のうち2名が指令室要因でとられます。合わせて12名で出動します。ポンプ車等で3台で出ます。機械を入れましてももちろん隊長もおりますから、どうしても筒先の補助は一人以外どうしようもないのです。この一人で持つ、この余裕の中ではやはり65ミリは私どもは無理であります。

そこへいきまして消防団の方は、最低の部で13名おります。こんなことを言っでは申し訳ないのですが、部長さんが一人、予防班長さんが一人、ポンプごとにおられます機械班長さん等々入れますと、もちろん水利の部署も必要でしょう。半鐘を鳴らす、サインを鳴らす人も必要でしょう。しかしながら私どもよりまだ人員的には団の方が非常にその辺は65ミリの方が相応しいと。何よりも私の考えはやはり現場には65ミリのホースで伸びた　私どもは口数と呼んでいますが　口数がどうしても半部は欲しいというのが今のこのうちのエリアの火災現場もそうですし、全国的にもそうであります。これから状況がもう少し素晴らしい機械能力が出るとか技術開発がされれば、またそのときやはり考えるべきかなというように、私は今の時点ではそう思っております。よろしく願います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第71号議案 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車4台)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第71号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第72号議案 事件の和解について、日程第24、第73号議案 事件の和解について、及び日程第25、第74号議案 権利放棄について(旧総合福祉センター)以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 3件を一括して質疑を行います。

寺口友彦君 まず誤解のないように最初に申し上げておきますが、設計士、それから3社JVに対しての和解をしようという、そういう方向に対して異論を申し上げるつもりは毛頭ありません。特に設計士に対してはほとんど全資産と申しますか、それを提供していただきまして、代物弁済を含めると2,500万円という賠償金をお支払いいただいている。そういう真摯な態度に対して敬意を表するものであります。

しかしながらこの議案にのっておりますことについてであります。まず第72号議案であります。公共工事を請けた施工業者に対してでありますけれども、今回示談というかたちをとったというのは、本来であれば寄付金でやりたいというところであったわけです。

ですが、公共工事に参入する工事業者からしますと、こういうことが事実として残るわけです。先例として。副市長や市長は、多分こういうことは特例であり次回こういうことが発生しても、こういうことを適応するかどうかはわからないというふうにお考えでしょうけれども、これが事実として残っているということは公共工事に参入する業者としては、無過失責任というのが発生した場合についてこういうかたちで南魚沼市とは処理をしなければならないのか。というような先例になると私は考えておりますので、そういう意味でこういう議案にのっているようなかたちでの示談という方法については、もちろん業者さんの意向もあつたでしょうけれども、かなり問題があるのではないかというふうに考えています。

もう1点は73号議案と74号議案にのっておりますが、損害賠償の残債約1,680万円、1,700万円くらいであります。損害賠償ということを考えて場合については、仕様にのっておりますように例えば代替施設として使ったしらゆりの改修費。それから旧福祉センタ

一を当初の目的以外である温浴施設以外の目的に改善をするための費用。こうすることで2億8,000万円がのっておりますけれども、これが頭になるというのはわかります。

そこからです。実績に市がどれだけ損害を被ったかということの計算上は、確かに1,680万円という数字になるのでありましようが、本来損害賠償ということで考えれば、例えば特例債の部分で1億8,000万円を引いている。これは国に対して損害賠償請求をしたわけではありませので、こういう部分を引くというのは実にちょっとおかしいのではないかと思います。

さらに県から無償でいただきましたしらゆり荘、鑑定評価額4,300万円とありますが、これも損害賠償から引いたということは確かに実質的には市が損害を受けたという金額からは当然引けるでありましようが、損害賠償に2億8,000万円です。そこから差し引くというその数字の中に入れることについては、非常に問題があるのではないかと、こういうふうに思っております。

なぜかと言いますと、大平さんでありますけれどもこちらの方については、約1,600万円残債を免除するということでありましようが、本来であれば2億8,000万円から大平さんからいただいた分、代物弁済を含めてこれを除いた分については、市としては債権放棄をいたしますというかたちが私は本来の姿ではないかなと思っております。

したがいまして公共工事に参入する業者に対して、無過失責任ということでの今後の取扱い方は市長どうお考えかということ。これにのっております残債、1,682万円ということに対して私の考えと大分違っていると思っておりますけれども、再度説明をお願いしたい。

市長 公共工事に関するその無過失責任の件でありますけれども、これはやはりある意味ではケースバイケースになってくるだろうと。これが前例としては残ります。しかし、全てのこういう あってはならないことですが、こういう案件が発生した際に、前にこうだったからこうだということにはなり得ない。そのときそのときの状況だというふうに思っております。

なぜ、今この無過失責任について争わなかったかということでありましよう。それは前にもお話し申し上げましたように、弁護士さんの見解によって無過失責任が完全に存在するという方と、いやそれはないという方。いろいろの説があるわけでありまして、これを無過失責任があるというふうにとらえて私どもが提訴した場合、前に副市長が話ししましたように、相当額の提訴額でありますね、損害賠償額でありますから。これに対する費用、相当多額になる。そして100パーセント勝てるというそういう自信もないわけでありましよう。しかも提訴いたしますと、その間この業者につきましては当然でありますけれども、争っているわけでありましようから市の公共工事には一切指名しないということになります。

最後に争って市が敗訴した場合、この会社のそれまでの間の損害賠償も含め、そして負けたときのリスクも含めてみますと、これはとても市が今そういうことを提訴する状況にないということをお察ささせていただきました。

ですので、例えばこの額が非常にある意味で少ないとか、例えばですよ。それからその指

名とか何とかという部分の影響が生じないとかということであれば、また別であったかもわかりませんが。それぞれの条件を勘案させていただいて、今回はJVさんの方も一応和解にに応じていただきましたのでこういうかたちになったということでもあります。

その後の残債の免除でありますけれども、この1,600万円余という部分を算定した根拠についても疑問が述べられました。確かに私たちは市が被った損害ということで、こういう算定をさせていただいたわけですが、広く全体の税という、公金という部分から考えますと、寺口さんおっしゃったようにそういう疑念も残らないばかりではございません。ただし、私どもはあくまでも市の立場というかたちの中で、これをいわゆる引かせていただいたということです。額を減額させていただいたということでもあります。

ですので、しかも合併特例債とかそういう部分に該当するというのも受けてのことでもあります。これを例えば国全体の税のなかからということでは、我々が、何ていいますかこれを免除するだとかその部分を返せだとか、そういう議論には至らずに、当然もしそうだとすれば国なり県なりがまたこの部分に介入してくるのだろうと思っておりますけれども、我々はそこまで大きくいいますかとらえずに、市、あくまでも市の損害額というふうに算定をさせていただいたところでもあります。それが一応計算上1,600万円余ということでありまして、これを大平さんの現状を見るに放棄せざるを得ない。放棄をさせていただきたいということでございます。

寺口友彦君　　まず公共工事に参入する業者に対しての無過失責任の考え方ありますが、ケースバイケースということで、私もそういうふうに考えたいのはあります。そうは申しましても市長も副市長もあと何年やられるかわかりませんが、時代が変わってこういう先例があったということは、やはり事実として残るわけですから。そうするとその後について、こういうようなことが、まさに特例であるというような部分は、やはり明記しておく必要があると私は思っております。

それから金額についてでありますけれども、大平さん、次ですけれども、例えば2億8,000万円のうちからいただいた分を差し引いてした場合については、まだ2億数千万円は残るわけです。これだけの金額を大平さんに請求するということは、今の大平さんの状況を考えて、あるいは今までの損害賠償に対する姿勢を見て、これほどの金額がまだ残っている。それに対して免除をしたということの方が、私は市民の皆様のご理解を得られるというふうに思っておりますし、これが私は損害賠償に対する残債についての債権放棄であるというふうに思っておりますので、そのことについて市長のお考えを伺います。

市長　　前段の方でありますけれども、先ほど触れましたようにそれこそ私も副市長もそう長くいるわけではありませんので、この後のどなたかがやっている際に同じような事態が生じて、そのときにどう扱うかということは、それはもうその人の判断に委ねるよりいたしかたないと思います。ただ、こういう前例があったから全てそれに則らなければならないということではないと思います。私はやはりこれはケースバイケース。

しかも、要はご承知だと思いますけれども、この事態が発生した際に大平さんは「全て私

の責任だ」と。こういう話も申し上げたところであります。そういうことの中で弁護士と相談する中で、これこれという部分は、何ていいますか検討事項も出てきたわけですが、今触れましたように無過失責任ということが、法的に絶対大丈夫だとかその確信が持てなかったというのが一番であります。これは確信が持てればそれはやりますよ。だけれども確信が持てずに、なお、それをやったがゆえに市に対してまたそれ以上の損害を被らせるということは避けたかったということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

この後の判断については私がいるうちはこれに則ることがあるかと思えますけれども、だけれどもその発生の仕方ですね、仕方。発生の仕方ではちょっとわかりませんので、全てこれが前例にしたがうということではないというふうにご理解いただきたいと思えます。

それから後段の方ですけれども、先ほど触れましたように、全体的な枠でとらえればそうだと思いますが、私たちはあくまでも市の歳入・歳出の中での損害額ということに限定をさせていただきましたので、変な話ですけれども、入ってくるお金があればそれは例えばどういってお金であろうが、このことに対して入ってくるお金であれば、そこは損害額から差し引いていくというかたちをとらせていただいたということでもあります。

これもそれぞれそういうことに詳しい方々にご相談申し上げながらやったことでもありますので、間違ったということではないと思えますが、そういう寺口議員のような考え方も当然存在はするということは理解をしております。以上であります。

寺口友彦君　今回、この実質的に市が被った損害の引き算の中にしらゆり荘の鑑定額が出ているということでもあります。副市長にもお伺いしましたが、今後一切県に対しては、この件については話をする気はないということでもありますけれども、市長もそういうおつもりでしょうか。

市長　これは諸説いろいろございました。県にも当然責任がある。そういうお話もありましたが、私たちもこれについても検討させていただきました。しかし、このことも県の方は法的にも絶対責任はない。ある程度ですね、そういう見解もあります。そこでこれも、それでは長く争って結末がいつになるのかわからない。そういうことでは困りますということの中で、県ともいろいろ協議を進めた中で、県もそういう面では協力をさせていただこうということでもあります。ですので、今後このことについて県を訴えとかそういうつもりは全くございません。

牧野 晶君　前段の部分に関しては、設計士さんや建設三者さんについては寺口さんと同じような気持ちなのですが、ちょっとお聞きしたいのが、福祉センター問題検討委員会でどのような議論があったかについては、ちょっとなかなかまだ聞いていないのですけれども、そのなかの議論をちょっと聞いてみたいという思いがあります。

今よく説明されているのは、要は損害賠償の債権を放棄しますよということと、あとこれで和解しますよというのばかりなので、実際中身はどういうふうな話がされたのか。検討委員会は結果として、こういう意見があったけれどもこれについてはこういうふうにしたというふうな話があると思うので、その点をちょっと語っていただきたいという思いがあります。

あと、市の立場としてはこういうふうにしたいというのが当然あると思うのですけれども、私は市民の立場で考えるとやはり明らかにするところは明らかに。どこが問題があったところが、あった点というのはある。例えば設計会社さんが全面的に非を認めてというのは当然わかるわけですけれども、設計会社さんが仮に全面的に悪いというミスったというのは認められていたとしても、そこにいく時点でそれこそ無過失責任があったかないかというのは、またそれはそれとしても市のその担当や、あと引き渡しするときなんでわからなかったのだとか、県だとか。そういうのはやはり市民感情としてなんでわからなかったのかな、というのがちょっとあるので、その点についてまた聞いていきたいなという思いがあります。

あともう1点、最後。市長は常々これに対しては市長の自分の責任というのを、市長は受け取った後に市長になった、町長になったわけですから、ちょっと可哀相だなという思いがあるのですけれども、やはり政治家としてけじめをつけたいというふうなことを言っているわけですけれども、今回議案に出てきていないわけです。私は6月議会、今議会に出てくるのかなと思ったのですけれども、出てこないのはなぜなのか。私が勝手に想像していただけだったのか。

まだちょっと政治的に答えられないというのであれば、それはそれであれですけれども。正直これは一般質問でしようと思っていた内容なんですけれども、ここでもちょっと聞きたいなという。話をする人がいたのであれなので、ここでも聞きたいなと思ったのでよろしくご答弁をお願いします。

市長 検討委員会の内容につきましては、先般の全員協議会の際に若干申し上げておりますが、この後、副市長の方から説明申し上げます。

後段の方のこの職員の責任についてであります。これも全員協議会の際に申し上げました。これは弁護士ともきちんとして相談をさせていただいた中で結局、そういう能力、資質があの当時、六日町になかったものですから、それを含めて全部委託といたしますかにした。そういうことの中で、現場の管理監督まで全部お任せしていたわけです。ですからそこについて職員の責任は存在はしないということでありまして。これは司法的な判断。

では、当時の町長、あるいは今の市長、これについての責任はどうだ。これも伺いました。これも法的に責任は問えない。しかし、道義的・政治的責任はあって然るべき。こういうことでもあります。ですので、私はこの議案の可決いただければ、最終日に間に合うように私の責任の取り方を議会の方にお諮りしたいということでもあります。

考えるとある意味では理不尽です。おっしゃったように。全く知らないところからこういう問題が発生しているわけですから。理不尽ではあります。私はやはり1,600万円余という債権を放棄するということを実行させていただきたいということですから、当然その点についての政治責任があるだろうと、道義的責任があるだろうという思いであります。

その際にも申し上げました。その前の方がどういう責任を感じるかというのは、これは私たちがいちいち申し上げることではありませんので、どういうふうに思われるかというのは私はわかりませんが、本来政治家でありましたら当然責任を感じるというのが、私は道理だ

と思っておりますけれども、それはいちいち申し上げません。ただ私は私なりに責任を取らせていただこうと、こういうことであります。

副市長 先般の全員協議会の中においても少しお話を申し上げたと思うのですが、いわゆる有識者の中での検討については、メンバーについても内容についても基本的に公表しないということでスタートしたわけです。これは議員の皆さま方にもお話し申し上げたかと思えます。

そうした中で先ほどお話がありましたように、勝ち負けは別として、そして費用がどのくらいかかるかと裁判すべきだという意見もありました。ただ、その会に諮るにあたってこういう事案が出ました。皆さんこれについてどういうお考えでしょうかというかたちではなかなか難しいということで、基本的には私どもの考え方を提示した中で、それに対してご意見をちょうだいいたしました。そうした中には今ほど申し上げました意見の方もお1人はおりました。

そうした中で基本的には最終結論をその委員会で決めていただくということではなくて、あくまでも委員の方々の意見を聞いた中でそれを元にして最終的な決定は執行部で決めます。はじめのときは議論をして最終的な結論を私たちによこして責任をよこすのかと、こういうお話もはっきり言って実はありました。そうした中で、そういうことではなくて、有識者のご意見をちょうだいした中で、最終的には執行部の責任において執行部で結論を出しますと、こういうことで始めた会議であります。都合3回ほど会議を開きまして、最終的に今回提案した結果でありますし、内容についてはご指摘のとおりそういう話もあったことをご報告しておきます。

阿部俊夫君 元はとにかくアクトの件からこれは出たわけですがけれども、72号議案でこの事業数の企業の皆さん方、示談金を出すということはこれは設計どおりにやった結果をやはり示談金というかたちになるわけですがけれども。私はやはり市は先ほどから市長もそうですし、副市長も全員協議会で説明いたしました、市にはそういう設計や管理能力がないわけですから当然みんな委託をするわけです。

県の場合にはやはりそういった機能というかそういう能力あるわけです。そういったものはやはり県のやはりある程度責任というのは、それがこの鑑定評価額4,300万円というのはこの前説明いただきましたけれども、そういった中に含まれているのかもわかりませんが。

一番責任が重いのはやはり賠償だと。示談金というのもこれもやはり先ほどからいろいろ議論が出ていますけれども、示談をするということは相当やはり何ていいますか責任を持った内容だと思うのです。県の場合には譲与というかたちですよね。これはもしこのしらゆり荘というものがなかった場合には、県にはどういうふうな請求をされたのでしょうか。

というのはやはりチェック機能がきちんとしていればこういうことは、それは元が一番悪いのは設計管理したアクトに決まっていますけれども、そのチェック機能をきちんと果たさなかった。それはやはり県の役人の責任というのもそれは相当あると私は考えます。いろいろ

る今問題になっている役人の、それは国からはじめれば防衛省から始まって滅茶苦茶、社会保険庁だってこのとおりですし、最近が一番財政の番人である国税庁や財務省までタクシーの問題が出てくる。これほどお粗末なわけですけれども、それだけにやはりそういった県の責任なんかも相当問われるべきではないかなという気がするのですけれども、その点。県に対してはどうなっているのか、もう1回基本的にお聞かせください。

市長 県に対する責任ということでありましてけれども、いわゆるチェック機能ということで、確認申請を受け付けてそれを出すわけですから。しかし、実態を見ますと、全部の構造計算を全てチェックをするというかたちにはなっていないのです。なっていない。そういうことを前提にしているものではないという、その法的な何ていいますか理論もあのです。法的な理論もある。

ですから県の責任を明確にもう絶対責任がある、これはもう国家賠償法になるそうでありましてけれども。国家賠償法に基づく県の責任ということになるそうでありまして。ある場合はですね。それに踏み込めるのか。踏み込めば当然県はもう自分たちには責任はないということに争うと思う。これも簡単に1年や3年で決着がつかない。そういうことだと思っております。

そこで県の方も自分たちの責任ということをも認めたという意味ではなくて、そういう事態が生じた。そして南魚沼市も非常に困惑している。では県としても何らかのかたちでとにかく協力はしようと。そこから始まったわけでありまして。ですので県の責任を問う、問わないという部分については、これは例えばしらゆり荘をもらったから問わないとか、そういう意味ではありません。そういうことではありません。問う決断をするのかしないのか。私が問う決断をしなかったということでありまして。

その中に今のしらゆり荘という部分が出てきたということにひとつ考えていただきたいのですけれども、これも先程の何ていいますか、無過失責任と同じで非常にどちらに転ぶかわからない。これもまた大変なことでありまして、そういうリスクは私は避けたかったということでありまして。

そこでではしらゆり荘がなかった場合どうだ。これはわかりません。我々もどういうことを県に協力を求めたかというのは、しらゆり荘がありましたので。あそこはご承知のようにもう民間に売却しようということでその手続きに入っていたのですけれども、それを中止していただいて私たちの方に寄贈していただいたわけです。これがなかった場合はどういう、例えばお金で、改修費だとかそういう面の補助金を出してくれとか、そういうことになっていったかもわかりませんし、なかった場合どうだと言われると、今ちょっとわかりませんが、何らかのかたちで協力は求めたというふうに思っております。

阿部俊夫君 県の責任というのが、そうすれば確かめず判を押してすると、こういうことだろうというふうに解釈せざるを得ないと思っておりますけれども。チェック機能というのはね。だけれどもチェックをして確認をするということは、県はやはりそれだけのやはり能力があるはずですので、能力がなければそんな確認のハンコウなんて押せるわけないわけですから、

そういう点ではやはり県の方ではそういう責任をやはり果たしていないなあと。これはいろいろ今説明を受けましたから、いろいろな問題がからまっているからいたしかたないことですけれども。私はそういった県の方でもやはり確認の判を押す以上は、それだけの能力が当然、それだけのやはり職員もいたり能力があってやるはずですから、そういう点ではやはり県の責任というのはあるなと私は思います。

市長 副市長がまたきちんと答えますけれども、県の確認申請部分の前提といえますか行為は、例えば建ぺい率がどうだとか、容積率がどうだとか、都市計画法に則っているとか、そういうことはきちんとチェックします。ただ、構造計算まで全部はとて、年間この地域だけでも400～500件あるわけですから、その構造計算にまで及ぶということはずなかつたわけです。今までも全部そうでした。そこが何ていいますか、議論の分かれ目といえますか。いやそれまでやるのが当然ではないかという部分と、そういうことには法律的な体系としてなっていないのだという部分と分かれているということ。あとは副市長から。元専門家であります。

(「結構です」の声あり)

副市長 もういいということですが。今、市長がお話ししたように、県の方の建築確認のチェックはご存知のように、申請をすると20日以内に申請許可をするか許可をしないかということがもう法律で決まっています、20日以内にやらなければならないのです。そうしますと、基本的に建築基準法上で何階建ての場合はどうだとかと決まっていますので、例えば柱についても最小断面をクリアしているか。それから計算上の載加重を、単位重量のものを入れているかどうか。こういうものはチェックします。

ところが構造計算のものは全て手書きではなくて、ご存知のようにソフトなわけです。こんな厚さにもなるわけです。だからそれをチェックするには使ったソフトと同じものを持っていなければチェックのしようがないのです。20日以内というのは物理的に。

ですからそれで今回の姉齒の事件なんかも、これだけのものをやっぴながら機構側がどうやって、チェックをする国側がまいりましたとは言わないというのは、そこに根拠がどうもあるみたいなのです。ですから県も先ほど市長が申し上げましたように、今の制度の中においては避けられない。だからソフトによる計算書は正しいのだと。その前提の中であとはどういう数値を使っているかとか、そういう部分だけしかチェックはできないということになります。

岩野 松君 74号の資料の7番、8番についてお聞かせください。今までのいろいろな話を聞いていまして、こういう経過でそれなりのいい結果が出るのかなと思って見えますけれども、その示談金の金額の決まった経緯と、それから結局実質損害額というのは市が負担するかたちになると考えていいのか。そこら辺はどういうふうに解釈できるのかお聞かせください。

市長 このJV3社の示談金の1,700万円というのは、基準的にはその下の実質損害額の1,682万4,000円、合わせて3千300～400万円です。その金額の半

額というのが、全体の。そういうことで示談をしていただいたということであります。残りの1,682万4,776円というのは、今後これを市が持ち出すとかということではなくて、建設した際にかかったお金、それから今しらゆり荘やああいうところの改修だとかいろいろのことをやったわけです。そういうなかから結局このお金が取れないということでありますから、今後支出をするという意味ではなくて、かけたお金の中でこれだけが回収不能とそういう意味であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第72号議案 事件の和解についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第72号議案 事件の和解については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第72号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第73号議案 事件の和解についてに対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第73号議案 事件の和解については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第73号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第74号議案 権利放棄について(旧総合福祉センター)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第74号議案 権利放棄について(旧総合福祉センター)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第74号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで議案別別表の配付のために暫時休憩します。そのままお待ち願いたいと思います。

(午後4時26分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時30分)

議 長 日程第26、第75号議案 権利放棄について(水道債権1)、日程第27、第76号議案 権利放棄について(水道債権2)及び日程第28、第77号議案 権利放棄について(水道債権3)以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 3件を一括して質疑を行います。

宮田俊之君 ちょっと確認を2点させていただきます。水道を開栓する際に法人名義なのか個人名義なのか、もしくは法人名義であれば登記を何か求めているのか。それによってこれほど債権によって差が出てくるということは、個人で開栓をされていて営業で使って1年間170万円分くらいの水を使ったといった中で、営業を止められたからということでここで取れなくなりました、ご本人の名義でしたからそのご本人が亡くなりましたということで時効となれば、商売をなさっていたときの利益等々はどこにいったのかということは、全く関係ないということになります。まず開栓のときに法人名義についてはどういうふうな審査を受けて開栓をしているのか。これがこの債権にこれだけ反映するのであれば、しっかりとその辺を追うべきではないかというふうに思います。

特に3番につきまして、営業廃止でなるのであれば、個人なのか営業者なのかというその分別といいますか、種別。これについてどういう考えを今後されていくのか、これについてお伺いしたいと思います。

水道課長 別表をご覧頂いているかと思いますが、その中で別記3の件でございますけれども、この給水の申し込みについては当時有限会社で申し込んでございます。それから別

記2でございますけれども、この債務者でございますが、これは個人で給水申し込みをしております。そういう経過でございます。以上です。

水道事業管理者 給水申し込みの件でございますが、これは法人の名前を使えば法人、個人で申し込めば個人というようなことで、今は住民票がある人は住基ネットをよく調べられるのですが、例えばアパート、それから貸家等に入ってくる人は住民票がない人がいっぱいいます。それはできるだけ本人の名前が本当であるかないかというのは、本来であれば確認しなければならない義務があると思いますが、申込者が名乗った名前で登録をいたします。住登外をおこして。そうしますと、先般の専決処分不納になった人がだいぶありますが、そういうのは住基がない人がほとんどでございます。

だからここへ来るのがみんなそういうものがやはり出てくるので、できるだけ本人確認ができるようなもの。それはでも要求はできないそうです。水道の供給事業としては、申込者イコール申し込み本人というようなかたちで今、推移をしております。できるだけ住基がある人は先ほど言ったように住基ネットで調べていかれますが、それ以外の住登外が来ますと、なすすべもないというようなことでございます。口座振替でもしてくれれば一番いいのですが。そこがあるので、十分注意していきたいなと思っております。以上です。

宮田俊之君 現状はわかりました。ちょっと驚いておったのですけれども、特に2番について現況を細かく教えていただきたいと思えます。先ほど市長からの提案理由では営業を廃止されたと。その後個人で追ってという話もありましたけれども、債権引き受け者というのがさっきこの前段の議案の中でもあったとおりでして、この方が何らかしらの営業行為をなさっていたというわけですね。廃業という言葉がある以上は税務申告をしていたわけですね。その営業に携わった方は、全くそのときにこの債務の引き受け者にはならず廃業したということになるのでしょうか。

変な話ですけども、これだけの額を1年間に使うとなれば、水に関しては営業されていたわけですね。その辺についてはどんな追いかけ方をされて、この方には周辺の方ですね、周辺の方にはどの程度のこのときの寄付採納になるのかどうかわかりませんが、何らかしらいただくための努力をなさったのか。この2番についてもう少し細かく教えていただきたい。(「3番でなくて2番ですか」の声あり) 3番でなくて2番で結構です。2番は先ほど市長は営業を廃止されたと行って終わられましたので、2番について教えてください。(「2番は死亡です」の声あり) その前に営業された後に、営業を廃止されたとおっしゃいませんでしたでしょうか。ちょっと調べてください。私は別記2について13年度に営業を廃止されてその後、という話だったように聞きました。

市長 先ほどの提案理由の中に、本件は債務者が平成13年7月28日に死亡したと。死亡ですね。そしてこの方はお店屋さんをやっていたわけですね。申し込みはご本人です。会社でなく。営業も廃業をしたということです。店屋さんの方も死んだことによって。ですのでどうしようもなかったと、こういうことです。それまでは当然ですけどもお店屋さんをやっていたわけですから。

宮田俊之君　これで3回目ですか。

議　　長　　はい、3回目に成ります。

宮田俊之君　ではやはり個人で営業されていたと。そうしたらご夫婦だったのか私は細かくはわかりませんが、どういったご商売の形態をされていたかわかりませんが。いろいろな債権が当然、保証人もついたりいろいろなご商売されていたと思うのです。水道債権だけは本人に対する債務だということになるのでしょうか、今のお話ですと。ただ、いろいろな債務がある中でその債務を引き受けておられる家族の方も当然周りの方もいらっしゃって、ある程度の責任を果たすのだと思うのです。それで水道につきましては、申し込んだ契約者ご本人が死亡すれば消滅だというのは、ちょっと違うのではないかなと私は思うのですけれども、そのちょっと法的な解釈を教えてくださいたいのですが。

市　　長　　死亡された後の相続の中で、債権も債務も継承される方がいらっしゃれば、それは当然そちらへ請求できますけれども、全くそうではない。特に債務を継承するというのは税金もそうですけれども、ほとんどないですね。債権を継承してそして、それに例えば土地何なりを売却してその利益が出るとかそういうことであれば別ですけれども、こういうタイプの皆さんはどう処分してもどこにもお金が足りないという状態になっている方がほとんどですので、ほとんどの方がいわゆる相続の放棄をするというのが一般的だと私は思っております。

ですので当然このことも、お子さんもいらっしゃいましたし、奥さんがどうだったかちょっとわかりませんが、やっていこうと思えばいろいろのことを全部相続をして、また分割なり何なりということでやったのでしょうか、そうではなくて完全にここで廃業と。そして一家離散というかたちも出てきておりますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

牧野　晶君　先ほどの答弁の中でちょっと確認したいなと思ったので。では、全然免許証の提示もなしで、要は私は何の誰、例えば偽名を使って牧野なんたらですよと言ったら、もうそれで開けてくれるのですか。それでは追いかけていけないのではないですか、と思うのですけれども。

あとそれと会社法人だって、全然実際は会社の名前ではなくても会社として登記すれば・・・登記ではなく会社として手続きをすれば、追いかけていけるのであればそれはちょっと上位法によってだめなのか、それとも市の条例によってだめなのか。そっちのところをちょっとはっきりさせてもらって、もし、上位法によってだめであればまたそれはそれで、ちょっとおかしいところがあるなという思いがあるのですけれども。市の条例ですらだめであれば、それは直していかなければいけないことだと思うのです。それはどちらが悪いのですか。

あとそれとまだちょっとわからないのですけれども、5月1日から確か住民票をとるときとかは、顔写真が入っているものを出してくださいよという話になっているわけですが。それはどういう条例を元にして、仮にそういうふうにして確認が。これもまた水道の場合では

きないのかというところをちょっとご答弁いただきたいのですけれども。

水道事業管理者　これは給水、給水という配る方のあれで上位法で決まっております。それでできるだけ、先ほど言ったように住基の人はここの住民であれば、我々のコンピューターで生年月日までわかるというようなことですが、アパートへいきなり入ってきて、そこから申し込みをした場合、例えばこれが住民であるか、我々はどこであるかなんてわかりません。Aの何号誰々で申し込みが来れば、その名前でもう登録します。

それで後々こういう問題が出るので、できるだけ本人確認をしたいというのが本音でございしますが、今は先ほどちょっとお話があったように、そういうかたちで電話1本でもやらなければいけない義務があるということでございます。ただ、払わなければ止められるというひとつはありますが、いちいちそんなこともしよっちゅうしているわけにもいきませんので、本人確認が本当は一番、その先にいっても追いかけられるような仕組みが一番いいと、いうことです。

牧野 晶君　ではそちらはそちらで上位法ということであれば、ちょっと納得いかないなというものも。今どのくらいで止めるのですか。水道はどのくらい滞納があったら、何カ月くらいという。ケースバイケースというのであればそれはそれでいいのですけれども、ちょっとその点ご答弁をお願いします。

水道課長　今年からですが、4回以前のものについては上・下水道が協力して電話催告ということで納入をお願いをしております。それ以上の回数のもについては、いわゆる給水停止の通知を出しまして、再度また電話をかけさせていただきます。それに応えないということについては給水停止をするという運びになっております。以上です。

岩野 松君　ここに書いてある別記1、2、3がありますけれども、水道の使用料が11年度、12年度、13年度とあります。この今、債権を放棄したいというのは、この年度の期間中に使った水道料というふうに解釈していいのか。それともそれまでも払わなかったのが加算されているのか。

それから年度がまた来年とすると14年度、15年度に関しては、この人たちに関してはもうないと。ちょっと突っ込んだ話で申しわけないけれども、あるのかどうなのかお聞かせください。

水道事業管理者　今のこの別記1、2、3とございますが、これは先ほど市長が話したように11年度分のやつですので、その後で出ることはありません。別記1であれば、ただこれは17年3月31日に不納欠損しているのです。もう取れませんよと言って。

それから別記2につきましては平成16年10月31日に不納欠損済みでございます。権利だけ残っていたというようなことで先ほど提案をして、権利を放棄したいという話ですので、もう既に不納欠損、調定からも落ちています。

それで別記3につきましては平成17年9月1日に不納欠損が済んでおります。そういうかたちですので、よろしくひとつお願いいたしたいと思っています。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第75号議案 権利放棄について(水道債権1)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第75号議案 権利放棄について(水道債権1)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第75号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第76号議案 権利放棄について(水道債権2)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第76号議案 権利放棄について(水道債権2)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第76号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第77号議案 権利放棄について(水道債権3)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第77号議案 権利放棄について(水道債権3)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第77号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

議長 次の本会議は6月16日午前9時30分、当議事堂で開きますのでお願いいたします。大変ご苦労さまでございました。

(午後4時49分)